

## 総務常任委員会

平成18年9月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎坂口 徹                      ○木澤 正男                      嶋田 善行  
松田 正                      中西 和夫  
中川議長

### 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	清水 建也
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	谷口 智子
企画財政課長	西本 喜一	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	教委総務課長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	清水 昭雄	監 査 書 記	佐藤 滋生
会 計 室 長	清水 孝悦		

### 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 峯川 敏明

### 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 松田委員、中西委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名致します。署名委員に、松田委員、中西委員のお二人を指名致します。両委員にはよろしくお願い致します。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。はじめに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第46号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第46号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案につきましては、前回の委員会で、説明させていただきました内容と同様でございます。それでは末尾に要旨を添付致しておりますので、要旨でもって、説明に替えさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

総務課長 以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案どおり、ご可決をいただきますよう、お願い致します。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。何かございませんか。

木澤委員 この件につきましても、前回質疑させて頂きまして、組合も了承しているという事で、特に異議等はございませんねんけども、お昼の休憩、休憩時間に住民の皆さんの対応も必要な事から、各課でローテーションを行ってお昼の休憩回して頂いてるという風に思うんですけども、その休憩時間というのはこれまで45分だったんですけども、それというのはきっちりとれる状況にあったのか。各課によって忙しい時の、とれない状況もあるんじゃないのかなという風にちょっと心配されるんですけど、ちょっとその状況について簡単にご説明頂けますか。

総務課長 昼の休憩時間、全職員がきちっととれるのかという事でございますけれども、日の勤務状況、業務量によって若干違ってくる可能性はありますけれども、基本的には45分と休憩時間合わせて1時間とらして頂いたところであります。窓口、昼の当番は12時から一応1時まで交代で回っているわけでございますけれども、昼の当番した職員については原則として1時から2時まで、それにかわるものとして休憩及び休息をとって頂くという実態でございます。

木澤委員 その辺のところですね、住民の皆さんが来られて対応等に不備があっちはいけません、休憩もやはりしっかりとってもらわないかという事で、既にきっちりしてもらってるんでしたら安心ですけども、今後もね、途中の休憩時間がなくなった事によって休憩もとれなかつ

たら勤務状況に影響も出る事も心配されますので、やはりその辺はメリハリをつけて仕事をして頂くように努めて頂きたいと思います。あとすいません、総括質疑の時にもちょっと触れられてましたけれども、住民周知についてですが、9月14日付の広報のお知らせ版に載せて頂いているのと併せて、あと庁舎内の貼り紙等でお知らせをするという事で、意見が出されておったと思うんですけれども、そんな方向も検討して頂けるんですかね。ちょっと僕も確認してないんですけども、既にされているとか、ちょっと状況お聞きしたいと思います。

総務課長

今、委員申されましたように、9月14日発行のお知らせ版で住民の方々につきまして周知をした、あと、ホームページ等々でも見る事ができます。あと、庁舎等についても貼り紙でございますけれども、今はまだ現在貼っておりませんけれども、今後、特にですね、出先の機関につきましては、貼る予定をして、確認はとれておりませんが、実態と致しまして、実務的に申し上げましても、実態的に申し上げましても、勤務時間が5時半になったからといってですね、特段住民の方々にご迷惑をおかけするという事はございませんので。これが逆にですね、5時15分のものが5時になったという事でしたら、当然、住民の方々に知ってもらえる方法、手立てをもってですね、周知をする必要があるかなと思いますけれども、現実的に今、ただ今5時15分の終了という事になっておりますけれども、15分からですね、お客様がおこしになって、5時15分になりましたんでお帰り下さいというわけではございませんので、5時30分になっても対応はしてるとい状況でございますので、特段そういった貼り紙までする必要まであるのかという事まで含めましてですね、検討していく必要があるだろうと考えております。

木澤委員

どこまでの周知が必要かというのは検討して頂いたらいいかと思いますが、そもそももちろん迷惑にならないとは思いますが、これまで住民の皆さん認識として15分までやったという事を思っ

はると思いますので、変わったという事がよくわかるように、広報ではお知らせしてもうてますけども、色んな形で工夫して住民さんにわかるようにして頂ければなと思います。以上です。

松田委員 休息時間をなくしてですね、休憩時間を増やすという関係について一理あるように思うんですけども、休息時間がなくなった事によってですね、職員とかいわゆる喫煙愛好家ですね喫煙等についてはどういう風に指導していこうとするのか、ちょっと聞きをしたいと思うんです。

総務課長 喫煙をする職員についてでございますけども、当然、休息時間がなくなったからと言ってですね、当然、生理的欲求、例えばトイレとか行く時間まで拘束するものではございませんで、そういった時にタバコを一服つけるぐらいの余裕は一般企業でも許されているのかなという気が致します。ただ、休息時間15分ずつがなくなったという事ですので、1回目の休憩に何本もタバコを吸うのは如何なものかという事もございますので、それはおいおいそういった事も含めましてですね、職員には周知徹底をしていく必要があるかという風には考えております。

松田委員 私自身もね、かつて喫煙していた者なんですけども、喫煙する愛好家にしてはね、いわゆる休息時間があって休息時間で一服してるんですという言い方とですね、勤務時間帯にあるいは先程言われるようにトイレその他の関係の時間を利用して喫煙するという関係が出来ると言ってるんですけども、そういう事がですね、いわゆる住民感情としてどういう風に受けとめられていくのか、いう事と、秩序維持の関係からみて一体どうなのか、いう事について多分に僕は問題があるだろうと思うんです。それとあわせてですね、2時間も3時間も喫煙せんという関係の喫煙愛好家というのはね、だいぶしんどい事やと思うんです。私はそら吸うやろなと思うんです。そういう関係について

ね、こういう時間規制との関係については必ずしも僕は比例するものではないという風に思うんです。ある程度容認しなければならん問題もあるんかもわかりませんが、形式的にこういう事にしてですね、実質的に職場を離れるという事にならざるを得んわけですよ。喫煙室はそれ程にあるわけではなく、分煙制度を設けてますどもそれ程ない。そういう面ではね、必ずしも今言われているような、ええ格好してどうようしてますけども、僕はそうならんのとちやうか。その面について十分、行政側として、あるいは指導の面として、あるいは職員としてどのように留意をすべきかという、留意点についてですね、きっちり指導をしておく必要があるんじゃないか、あるいは徹底しておく必要があるんじゃないか。そしてお互いに自覚、自立をしながらですね、どういう時にどういう格好で喫煙する、愛好家の要求を満たすという事について考えられるのかどうかという事についてもね、十分な指導、徹底の方法というものを考えてとく必要があるんじゃないか、あるいはその趣旨というものについて理解を求めておく必要があるんじゃないか。いうように私は思うんです。そうでないとですね、単に形式的に国が決めたから、いやどう決めたからという事でそういう事に直していくという事だけに先行してまう、事務的には確かにそれがスムーズに行くんですけども、実態的にそれが伴わないという関係のものがかなり多く見受けられるという風に思うんです。そういう意味において一体こういう関係についてはどう指導してフォローするのか、いう事についてですね、自らが厳しく実施、自らが厳しく対応していくという姿勢というのが、この中にはどここう見たらですね、答弁をお聞きして考えているんか、いう事についてあまりないように思うんです。そういう面について一体どう考えてるのか、このことによってどういう影響が出てくるのか、あるいはどう実施していかなければならないのか。いう事についての概念と言いますか、説明が不十分すぎるんとちやうか。それはひいては認識が不十分であるからではないのか、いう風に私は言えると思うんですけども、どうなんでしょうか。

総務課長 　ただ今、松田委員からご指摘頂いた、その通りだと私どもも考えております。この条例が可決頂きましたらですね、当然10月1日からこういう勤務時間等の変更が生じるわけでございますので、その前にはですね、職員については庁内メール等々でそういった留意点等について周知徹底を図っていく必要があるなどは以前から思っておったわけでございますけれども、今、委員がおっしゃる趣旨を十分参考にさせて頂きながら、そういった指導徹底をして参りたいと考えております。

松田委員 　実際はね、こういう時間規制、休憩時間を延ばして休息時間を外すという関係、合理的なように見えるかわからないですけど、それはコスト面においてで言える事だと思うんですよ。全然変わらない。ところがそうではないと思うんです。サービス条件として出所、自治体としては。そういう面についてはやっぱり十分な指導なり徹底なりですね、あるいは分煙施設を設けてる関係からいくと、喫煙をする人、愛好家を止めるわけにはいかないという事から分煙室を設けてるんだと思うんですよ。それでタバコ吸うなら分煙室でという関係ですね。ちょっと酒飲みと関係とは少し違うと思うんですよね、趣旨は。認めてるんですからね、場所も。そうするとその休息に関わって、どうしても辛抱できないその事の方が、能率の低下をするという事になるとするならば、喫煙という事も認めざるを得んという風に思うんですよ。ある意味では。そうなったら、その事についての方法なりきっちりしないと、いつでも分煙室入ってるやないけど、休憩でも何でもないのでという風な印象を受けるのは事実だと思うんです。そういう事について、どういう風に指導徹底をしておくのかという事が僕は大事だと思う。そうなってくるとですね、またこれを厳しくしていけばしていく程、今度は隠れて吸うという格好になってきたり、あるいは外へ離れて理屈をつけてという事になりがちだという風に思うんです。だからそういう一長一短があるような制度の関係であるという事についても十分の

認識をした上でですね、こういう条例改正をすると。あるいは規則を改正をすとか、いう関係については十分な配慮というものが必要ではないか。安易に事は決めていく事について実効性が伴わない問題が非常に多いのではないかというように思うんです。このことによって実効性がどれ程求めていくんかどうかという事について私は疑わしいとは思いますが、改正そのものについては反対ではありません。しかし、それ以上に喫煙愛好家等については非常に苦しい状況に追い込まれる。その点についてどういう風に対応するのかという事についての配慮が欠けてるのではないかという事だけ指摘をしておきたいと思うんです。

委員長

他ございませんか。

ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第49号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

それでは、議案第49号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案につきましても、前回の委員会で、説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは末尾に添付させていただいております、要旨でもって、説明に替えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

( 要旨朗読 )

総務課長 以上、簡単ではございますけども、説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案どおり、ご可決いただきますよう、お願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第49号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第49号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(3)議案第50号、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第50号、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案につきましても、前回の委員会で説明させていただきました内容と同様でございます。それでは末尾に添付をさせていただいております要旨でもって、説明に替えさせていただきますのでよろしくお願いたします。

( 要旨朗読 )

総務課長 以上、非常に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案どおり、ご可決いただきますよう、お願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第50号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして(4)議案第51号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政課長 それでは付託議案の4番目、議案第51号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政課長 それでは、本日、補正予算書を提出致しておりますので、再度、補正予算書に従いまして、ご説明を申し上げたいと存じます。まず歳入の方からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金では、平成18年度の交付額の決定により、1,035万3千円の減額補正をするものであります。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税では、平成18年度の普通交付税交付額の決定により、1億5,287万7千円の減額補正をするものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、去る7月15日に開催いたしました「若草伽藍歴史講演会」の際に、藤ノ木古墳整備基金への募金をいただきましたので、3千円の増額補正をするものであります。

次に、第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、平成17年度会計の剰余金の確定によりまして、2億4,168万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債についてであります。はじめに、今年度より一定の条件を越えている場合を除き、地方公共団体の自主性をより高める観点から、これまでの許可による発行が廃止され、同意による発行となっております。当町におきましては、条件を満たすことから、同意による発行が可能となっております。この同意の協議は、10月と3月の年2回行われることとされていますが、基本的には10月同意が町債発行の基本とされますことから、現段階での同意予定額に対応

する予算措置が必要となり、本補正予算で所要の措置をお願いしているところでもあります。

それでは、個別の町債についてであります。第21款町債、第1項町債、第1目民生債では、当初、平成20年度竣工として進めておりました（仮称）総合福祉会館建設につきまして、平成19年度中の竣工を計画するため、今年度の土地開発公社対応による用地買収をとりやめ、町の直接買収に変更したいと考えておりますので、その所要額及び現段階での同意予定額に不足する額とを合わせました、2億1,000万円の増額補正をするものであります。次に、第2目農林水産業債では、現段階での同意予定額に不足する額について、120万円の増額補正をするものであります。次に、第3目土木債では、第3節JR法隆寺駅周辺整備事業債で、当初県より市町村振興資金3億円の借入れを予定しておりましたが、借入れが難しく、県と協議した中で、これに変わり、新たな財源として、後年度交付税措置のある有利な起債が一部確保できましたことから、3億円の減額補正をするものであります。次に、第4節道路新設改良事業債では、今年度の当該事業債の取扱いにより、新たに発行が可能となりましたことから、その所要額、2億4,450万円の追加補正をするものであります。次に、第5節河川整備事業債につきましても、今年度の事業債の取扱いにより、新たに発行が可能となりましたことから、その所要額、4,240万円の追加補正をするものであります。次に、第4目臨時財政対策債では、発行可能見込み額の確定により、1,670万円の減額補正をするものであります。

次に、11ページであります。第5目減税補てん債につきましても、発行可能見込み額の確定により、940万円の減額補正をするものであります。

続きまして、12ページ、歳出予算の補正であります。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、第6目医療対策費で、平成17年度の老人医療等におきます県の補助金受入超過分につきまして、返還が必要でありますことから、償還金利子及び割引料で、259万

円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11目障害福祉費では、10月1日より障害者自立支援法における地域生活支援事業において、身体・知的・精神障害者に対する相談支援事業を実施していくこととなりますが、実施にあたり複数市町村による共同実施が可能となっておりますことから、広域7町で共同で実施するべく調整をしておりましたが、各町の負担額が決定いたしましたので、委託料で113万円の追加補正をするものであります。

次に、第14目（仮称）総合福祉会館建設事業費では、懸案であります総合福祉会館の建設であります。事業の実施にあたり建設スケジュールの見直しを行ったところ、平成19年度で竣工できる見通しとなったことにより、用地買収を今年度で実施していきたいと、需用費で20万円、公有財産購入費で1億9,871万9千円、補償補填及び賠償金で140万円、合計2億31万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に13ページでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目感染症予防費では、予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が、本年6月2日に施行されたことにより、これまで麻しん・風しんの単独予防接種を受けた子どもも、第2回目の接種が受けられるようになり、混合ワクチンのほか、麻しん・風しん単独接種も可能となりましたことから、委託料で299万3千円の増額補正をするものであります。

次に、第11目精神保健費では、先ほど障害者自立支援法における地域生活支援事業で、相談支援事業を実施する旨のご説明をさせていただきましたが、これにより、これまで精神障害者のみ実施しておりました相談事業が、地域生活支援事業に包括されることとなり、10月以降不用となりますことから、その不用額50万円を委託料から減額補正をするものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、歳入で申し上げました、町債の増額等によります財源振替を行

うものであります。

14ページに移りまして、第7款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路新設改良費、それから次の第3項河川費、第2目河川改良費、第4項都市計画費、15ページの第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費につきましても、歳入で申しあげました町債等の増額により、財源振替をそれぞれ行うものであります。

次に、15ページ中程でございますが、第8款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費では、1自治会より消火栓新設の要望がありましたことから、消防施設整備事業等補助金と致しまして69万2千円の増額、また、国道168号線の改修工事により、現在、車道上にございます消火栓を移設する要望がありましたことから、65万円の増額、節の負担金補助及び交付金におきまして、合計134万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に16ページでございます。

第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、歳入で申しあげました寄附金につきまして、藤ノ木古墳整備基金へ積立てを行いますことから、3千円の増額補正をするものであります。

最後に、第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費では、今回の補正から生じました財源、4,258万2千円を留保させていただくことといたしております。

それでは次に、5ページをご覧くださいと存じます。

第2表、地方債補正であります。歳入のところで申しあげましたが、今年度の当該事業債の取扱いにより、新たに発行が可能となりましたことから、道路新設改良事業で2億4,450万円、また、河川整備事業につきましても、同じく、新たに発行が可能となりましたことから、4,240万円をそれぞれ限度額と致しまして、地方債の追加をお願いするものであります。

次に6ページでございます。これは利率の変更でございますが、景気のゆるやかな回復を見込み、日本銀行では量的緩和政策及びゼロ金利政策の解除を実施されましたが、このことにより借入利率が上昇し

ており、今後の動向によっては現在予算措置をしております、3.5%の利率を越えることが予想されますことから、今回、4.5%に変更をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻り願いたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

企画財政課長 以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりました。なお、他の常任委員会に係る補正予算の各事案については、それぞれの担当常任委員会で説明され、了承をされているということであり、あらかじめご承知をいただきまして、質疑をお受けすることといたします。

松田委員 今、一般会計補正予算の説明を受けたわけではありますが、その内容はほとんど初日に町長が議案説明をした内容と一切変わっていない。文面そのものについてもほとんど同一の事であると思うんですが、あらためてこの町長提案を読みながらこの予算書を見てみます時に感じる事があるんですが、この18年度の一般会計の特徴というのは一体どこにあるんだろうか。という事をいっぺん考えてみたいと思うんです。特にこの今日までの補正予算等の組み方ですけれども、斑鳩町の場合は予算編成の巧妙ないわゆる運営技術を酷使した一般会計の補正という事が言えるんだろうという風に思うんですけれども、何を目的でどういう補正を組むんかという事の趣旨を必ずしも明確にしている状態では私はないと思うんです。いわゆる時の状況に応じてつじつま合わせをしているに過ぎないというようにあえて言いたいと思うんです。今回の補正予算の特徴として私がみてるのは、地方債、地方特例交付

金と普通地方交付金が減額になってる。1億6,323万円の減額にした。これは・・・したからしたんだという風に言ってるんですけども、当初予算では少なくとももう既に5.何パーセントですかね、減額になってる状態ですね。前年度と比較して5.6%減額になってる。それに更にこの額が減額補正として生まれてきている。ということが少なくとも我々が言っている三位一体の原則に基づく取扱いからですね、いわゆる地方交付税、地方を圧迫しているという事が現実のものとして非常に深刻な状況になって来ているという受け止め方が、この中ではしなければならんという風に思うんですけど、必ずしもそういう風に私は指摘をしていないという風に思うんです。ただ単に事務的に問題処理をしてるんだという風に言ってるように思えて仕方ないんですけども、この普通地方交付税が減額になってると、かなりな当初予算からみていきますと、当初予算でも減額にしてますけども、更にそれに追いつちをかける状態として減額を余儀なくされていってる。いう事で、極めて三位一体の原則、地方の主体性を生かすと言いながら、地方の財源をより以上苦しくして来ているという実態というものがここで明らかになって来てるんじゃないかというように思うんです。2つ目には町債の発行額についてなんですけれども、いわゆるこれもですね、町債の発行額の増額、ある意味ではこの道路新設改良費等について2億4,450万円の追加予算を組んでいる。一方では減らしていますけども、一応ここで組んでいる。いうことはですね、結局、町債の増額発行と財源の振替措置を行ったんだという事に過ぎないという風に私は思うんです。そしてここで特徴的な関係というのは、一定の条件を満たせば、今までの許可制から同意制に変わったんだと、このことが大きいと思うんです。同意制に変わったから色々な財源を、いわゆる町債の発行を行って、そして財源の振替を行っているという関係がこの予算書の中に出て来ているという風に私は思うんです。そして、いわゆる町債の発行というのは12億1千万円、そしてから更にですね、3つ目の特徴というのは、総合福社会館の建設の関係をですね、いわゆる土地開発公社で取得をしていこうという計画と3年計

画でやろうというものを、いわゆる一般会計予算でもって処置をして、そしてその2年間で完成をしようという事に変える予算の組み替えを行ったという事が主たる大きな私は要因ではないかと思うんです。したがって、この総合福社会館の関係についてこの土地開発公社で金を借りるという関係と、直轄でどうしてもいるものについては予算のやり繰りをして建設をする予算化をしていくという関係についてどちらがいいかという事になって参りますと、色々計算の方法もあると思うんですけれども、やはり直轄でやって、短縮できるものはしていくという関係の方が、土地開発公社の実務割で借りて処置をするよりもいいんじゃないかと。いわゆるその方が効率的ではないかという風に思われる、このことについては、必ずしも反対ではないわけですが、問題はですね、こういう特徴というものを浮き彫りにする説明というものが全く行われていない、いう事なんです。そこで私思うのは、斑鳩町はいわゆる七町による広域合併を反対してですね、単独町制を施行する。その場合に最も必要な事というのは財政健全化であると言う事を言っているのは間違いないと思う。ところが今回の補正予算を見る限りにおいて、財政健全化についての基本方針というのがどう貫かれているんだらうか、いう事について極めて私は疑問に思うんです。財政健全化の基本方針というのは、将来にわたる持続可能な健全財政を確立するために基金からの繰り入れに頼らない予算編成を目標に取り組むと、こう言っているんですけれども、いわゆる一定の状況を満たせば、許可制から同意制に変わったから、同意できる事項に変わったから、色々町債も増やしていく。そして予算の組み替えを行っている、いう関係にしてですね、結局、町債というのが増額をしている、いう状態。そして更に、この地方債の関係のところでは予算書で言われているように、いわゆる利率と償還の関係について、この利率はですね、日銀の関係でも上がっていきますように、これからも利率というのはこれは上がっていきだろうという事を予測して今回の場合も4.5%に上げていく。3.何パーセントから4.5%に上げていく。それで償還の関係はですね、出来れば償還をするんだと、短期償還が繰延べも

できるという風に予算書にも書いています。しかし現実にですね、短期償還をして返していくという方法とかが今日の会計の処理の中でとられてきているのかという事になりますと、いわゆる黒字黒字と言いながら、結果的にはですね、償還金の前倒しでの返していく、そして減らしていく、という関係の努力は全く見られません。今日まで一切合切そのままにしててやってる。特にこの18年度の関係ではですね、いわゆる基金の取り崩しをしないでいける方法という事を模索しながらも、基金の取り崩しが最も多いという状況になってきている。こういう関係とほんでさらに町債の関係についても、いわゆる条件が変わったからという事で借りやすくなったという事で借りてる。ところが条件を満たせばという風に書いてありますけれどもこの関係というのは一体どういう条件を言うのかという事の説明が実はないと思うんです。ところがこの先般の8月30日に奈良新聞が発表している関係の資料によりますと、斑鳩町の場合、14.4%、実質公債費がそうなる。そうしますと許可制に必要な条件というのは18%以上、いう事になるわけですが、あまりそれ程余裕がないわけです。しかしながら極めて余裕があるような印象を与えて来ている。そしていわゆる許可制ではなくて、いわゆる同意制でもって金は借りられる。いう関係をですね、利用してるに過ぎないと思うんです。繰上金の関係、繰入金の関係につきましてもですね、当初予算で言いますと、私の見方では5億5千万円を切り崩してきてる、取り崩している、いう事がありますが、どんどんどんどんと、この長期展望を見ましてもですね、歳入の関係というのは基金の取り崩し、消えてしまっていくという状態というものの中身について、いわゆる17年度定期監査に、決算監査において指摘をされている。このままでは単独町制の財政執行が成り立たんじゃないかと。いう事も指摘をしているのもそこにあるんだという風に思うんです。そういう面からいきますとですね、どうしても財政の健全化と言いながら、いわゆる基本的な理念としては唱えてるんですけど、これは全部唱えてるに過ぎない。現実にそういう事を実行されてきてない。いう状態が今度の場合には表れているのではない

かという風に私は思うんです。そういう意味で比較的、斑鳩町の場合は財政もさほどの事ではないしという事の安易さがあるのではないかと。安易な状況の中でいわゆる予算処置が講じられてきている。いう事のために、私は行政がそういう風な姿勢であるために、議会としてもどうしてもそのやんやか言いながらも、まだゆとりがあるような錯覚に陥る。或いは住民も苦しい苦しいと言いながらも、斑鳩町の場合はそうではない。いう認識の中で立ってるのではないかと。そういういわゆる旧態依然とした財政の執行、予算の組み方というものが改まっていない、いう事が端的に見てここで言えるのではないかと私は思うんです。ここにこの今回の予算でもはっきりしてるようにですね、やっぱり一定の条件をやり繰りをした場合についてのその同意によることが、発行が可能になったという事で、目一杯借りようとしている。借りられるところは借りたらええんやという姿勢というものがもう見え見えであるとは私は思うんです。この場合のですね、奈良新聞等で言っていますように、起債の許可団体というのは、実質公債比が18%以上は許可制にしてると。それ以外の関係についてはいわゆる同意発行が可能である。斑鳩町の場合は14.4%という風に報じているんですけども、その事について間違いはないのかどうか、そういう認識でいいのかどうかという事が確認をしておきたいという風に思うんです。それと同時に財政健全化の基本的な方針というものが、この18年度補正予算の中に本当に盛り込まれているのか、その精神というものはどこを見たら貫かれているのか。いう事について、これも現実性に私は非常に乏しいと思う。極めて安易に予算編成を組みすぎてるのではないかと。少なくとも年間を通じていきますと、補正予算というのは、専決処分の内容も含めて、だいたい7回ないし8回行われていく事が事実である。そうすると、当初予算で非常に厳格で厳しいんだ厳しいんだと言いながら、抑えていく状況を取りながらも、なおかつ平然と予算編成、増額措置を組まれていると。そして年度末には黒字になりましたということで、繰越金とかその他の関係になってくるけれども、償還を早めるという事を一切してない。或いは近年ですね、基金の取

り崩しをしないと言いながらも、基金の取り崩し、当初に戻すと。いう関係について、ここ近年は見られない。従来はそういう戻して基金取り崩した分をですね、決算の段階で戻していたわけですね。そして基金をどうしても崩さないという関係を堅持しようとしてきた。ところが今回はそうではない。いう形が私は表れてるように思うんです。だからそういう点についてですね、一体どういう風に考えてるのか。いう事について、しかもこの当初予算の関係について、18年度の所信演説あるいは会計、予算の編成の方針、各議案の提出議案の議案書、改めて読み直してみますと、改めて資料を読み直してみますけれどもそういう関係が全然感じられない。そして、結局、職員の給料の引き下げであるとか管理職の給料の引き下げであるとか、あるいは議員の削減であるとか議員歳費の縮減であるとか。いう関係をですね、パフォーマンス的に実施をしてきているけども、実際的にそれがどのように予算的に影響してくるのかという関係について全く明らかにしようとしていない。こういう予算の組み方なり補正の提出の仕方なりという関係についての考え方というのをですね、抜本的に改めていかないと、本当に財政の基本的な政策を、基本方針をですね、どう実証していこうというのか。いう事についてですね、空念仏に終わってるんじゃないかなという風に思われて仕方がないんです。だからこういう点についてですね、本当に町側は安易さがないのかどうか。町債の発行について、あるいは借りられる、借りるという一つ概念。今日までもそうだったと思うんです。現在の関係についても制度が設けられたから借りるんだという事で、どんどん借りていった。今度は許可制が変更なったからということで、いわゆるどんどん借りられるものは借りていく。いう事についてですね、どこに節減しようとする状況と厳しきというものについてですね、ヒシヒシと感じて本当に協力しなければならんという、行政とそして議会と住民とが一体となった関係について対応していこうという姿勢がどこに表れているのか。あるいはその雰囲気醸し出そうするのか。いう事について、いわゆる三役その他の関係について減額するところ言ったんでしようけれども、しか

しそれがちっとも通じてない。一つのパフォーマンスに終わってしまっているという関係に見られて仕方がないと思うんです。ほんで厳しさが全くない。いう状況だという風に私は思うんです。それをカムフラージュしてるのが、いわゆる先程冒頭で申し上げましたように、担当者のいわゆる勉強もあるんでしょうけれども、いわゆる巧妙な予算編成技術を酷使をしながらですね、十分に理解できるような状態というものを醸し出してない。カムフラージュしてる。いうように思われて安易な状況という印象を与えているという形いうものがしみじみ感じられて仕方がないというように私は思うんです。この辺についてですね、町側ですね、認識なり考え方なり、あるいは検地的における対応の処置というものを一体どう考えるのかという事について私は聞きたいと思う。しかもこの町債の関係についても利息が今後上がってくるであろうというのを見とく。そして

この4.5%に上げていくという特に見込みをして。早ければ返すと言っててるけど、本当に早く返すという状態は近年にないじゃないかと。いう事からい言いますと。そしてその基本理念というものが、ただ単に唱えてるだけに終わってしまってるという事を厳しくやっぱり指摘せざるを得ない状況にあるんじゃないか。そしてその厳しい状況の中でこそどうして我々が財政健全化をしていくのかという気持ちを共通一体のものとして取り組んでいくという姿勢がなければだめだと思う。またそういう空気を醸成していく事が一番必要ではないのか。いう風に思うんです。そういう事についてやや欠けてるんじゃないかというように指摘をせざるを得ないという風に思うんですけれども、感想があったら聞かせてください。

委員長 西本企画財政課長。

(「これは担当者でいうべき事ではありません。」との声)

助 役 色々ご指摘を頂きまして。まず初めに言われました、今回の補正予

算の特徴はどこにあるか、又どのような目的を持ってしているのか明確でないと、こういう事であります。これも町長が提出議案の中で説明をされておるわけでございます。まずは（仮称）総合福祉会館の整備、また都市計画道路法隆寺線の整備、また駅前周辺の整備、また公共下水道の整備、そして教育委員会関係の小中連携教育並びに古墳等の整備。ここらについて、町としてはこの補正予算を組まして頂いたわけでございます。今もおっしゃいましたように、委員から出ました許可による発行とかが廃止されて、今度は同意による発行という事になったわけでございますが、現段階におきましては、10月同意による予算措置が必要になるという事で補正予算の措置を講じると、こういう事でございます。ただ、財政健全化、これは非常にご指摘のとおりでございます。我々としては、やはりこれから町の将来における各種事業について、よほど慎重に取り扱わねばならない大きな問題でございます。これから我々は考えておりますのは、出来るだけ基金を取り崩すことなく、創意工夫しながら事業を執行していくという事を考えておるわけございまして、その健全化に向けては常に考えながら、将来の予定を組んでそして財政の状況を把握しながら進めていくという事でございます。これも（仮称）総合福祉会館につきましては、質問者おっしゃいましたように、我々当初は18年度が建物実施設計として、また19年度と20年度と、2カ年に渡りまして建物施工という計画を組んでおったわけでございますが、またその財源を旧地域総合整備事業のその事業債をもって事業計画を進めたと、こういう事でございます。この旧地域総合整備事業債というのは非常に有利な財源でございます。こういう財源が平成20年で打ち切られるという事で、6月に県から通知ございまして、これは大変だという事から町としては18年度において実施設計、そして19年で施行という事に変更してもらいました。それも十分財源を見る中で、またそのスケジュールが建築スケジュールが実施可能であるかどうかを検討しながら進めていきたいと思っております。地域整備事業債が例えば20年で廃止されると、そして町が19、20年という事で当初計画とすれ

ば、約5億5千万円程の損失があると、こういう事でございます。それを助けるために、やはり早く事業を行い、計画を見直して実施するというのが、総合福祉会館の事業でございます。質問者もおっしゃっておられましたように、開発公社を通すよりも直接町が買う事は、賛成であるというご意見も頂いたわけでございますが、そういう事を含めながら、やはり将来の状況を見て、そして我々は常にそういう工夫を凝らしながら財源を十分考える中で進めていくという事が必要であると、このように常に思っています。この健全化の基本方針においても、ご指摘を頂いたわけでございますが、財政健全化住民検討会議から報告を頂きました内容を十分精査しながら町としても基本方針を立てて参りたいという事で今その健全化計画を策定しているところであります。色々ご指摘いただきました内容につきましては、今、私としては、その通りのものあるという事の中で、これからやっぱり頭を換えながらやっていかないといけないところもあるし、また理解をして頂かなければならないものもあるという事で今、聞いておったわけでございますけれども、いずれに致しましても町は単独行政で進んで行くと念頭に置き、しっかり今後の財政についての方針を立てる。そして住民に迷惑のかからないような、また住民の負担が多くなならないような施策を町長を含め、我々はやっていきたいと、このように思ってるわけでございますので、ご理解を願いたいと思います。今おっしゃいました多くの指摘に対して的確な答弁となったかどうかわかりませんが、そういう事でご理解願いたいと思います。

松田委員

僕はあの例えばね、財政のいわゆる三位一体の原則という事で、例えば、地方交付税これだけ減ってきました。合算しますと今でいきますと、この当初予算でこれだけ減らしました。更に今回もという事だったら6億ぐらいになるんですね。そういう関係というのは県の関係でもそうですね、色々このいわゆる地方交付税等がこの3年間で130何億と減らされました。その中でやり繰りをしていって、どうしてもやらなきゃならん仕事はこうなんですと。いう事を言っている関係

は説得力あるわけですね。今回の関係については全然ないわけですよ、説得力というのは。制度が変わりましたからそれ適用します。借りられるようになりましたから借ります。そして予算組み替えしました。いう関係を言ってるだけなんですよ。そういう事にあわしてどれだけの負担がしていったのことに重点が置かれているという事を言ってくる状態というのは一つもないわけです。そして決算を見てもいわゆる繰越金としてみな繰越している。ほんで繰越を減らしますと実質的にはという事になってくる。それで黒字です。黒字と言えば全てもうまくいくような関係で言ってるわけですよ。繰越金の関係を今度もいわゆる地方債の関係についてですね、いわゆる組み替えはしました。3億円減らして、そしてこの2億6千万の関係を組みましたという事言ってる、じゃあそれがですね、完全に消化をしようという一つの見直しですね、実績を上げることができんかどうかという、従来のままでいくとですね、十分に実績を上げることが出来なくて繰越してしまっている。いう関係の繰越金額が非常に多くなっている。この所を一体どう見るのか。いわゆる繰越はしてるけれども、金は借りてるわけですから、利息がついてるわけですよ。それよりも見込みをきっちりさせて完全に消化し、いつもどおり実施、そしてそれ完全消化をして処置をしていくという事にする事の見直しというのはどこに出てくるんだろう。いう事ないわけですよ。斑鳩町の一般会計のいわゆる会計のあり方を見るとですね、だいたい最近はもうちょっと増えてるんでしょうけども、少なくとも繰越金がある、それと同時にですね、いわゆる繰越金と言っても繰越金でも二つの関係が、性格があると思うんですけども、繰越の関係がですね、一般会計の繰越の関係というのは、そのままで繰越金に繰入をしているものと、事業の関係の繰越をしているものがあるわけですけども、事業の繰越をしている関係については、やっぱり不足が伴ってるわけですから。そうして事業未執行に終わって全部繰越してきている。未執行に終わるという事はすーっと続いているやつもあるわけですよ。こういう関係についてね、一体どう見直していくのか、あるいはどうチェックしてき

たのか、いう関係については全然明らかにされない。今回も借りられるという事で、借りられるという事だけではなしに、許可制、認可制が同意制に変わったと言うなら、制度が変わったという事だけの説明だけではなしに、こういうこうだから変わったと、しかも斑鳩町は現在こうなんですという事について14%、17%の関係ですからね、もうわずかなんです。18%から許可制になるわけですから。そうするとそんなに余裕はないわけなんです。ところが説明を聞いている限りにおいては非常にいかにもね、余裕があるかのような印象を受ける。そういう印象というのは我々だけではないわけです。行政側が、携わる皆さんがそうである限りにおいて住民はもう一つ深刻だという風に考えていない。じゃあ今後、下水道あるいは使用料の値上げ云々となってくるとですね、なんでそんな事なんねやと、不満が出てくること間違いないと思うんです。深刻な状況の中で、厳しい状況の中でやり繰りをしていくんだという事が全然無くてね、一般的に理解をしていますが、事実そういう事になってきてない。いう状況に私はあると思うんです。この関係を見ましてもですね、18%になってきてですね、これが正しければですね、これ三郷町と七町の関係で言いますと、そしてその上牧ですか、だけであとはですね一応それ以下なんですよね。だから許可制なんです。いう関係なんていうな事を見てですね、安易さが出てくるんじゃないかと。ほんでところが最も低い状況というのは、これを見ればですね、低いわけですよ。100%有無という関係から見るとですね、斑鳩町はそんなに安穩としている状況ではないと思うんです。だからそういう厳しさというものを本当にわかるような状況の中での財政運営をしていく、行政運営をしていくという事がですね、今一番求められるんじゃないのかなというように私は思われて仕方がない。どうにもこの斑鳩町の財政は比較的良好なことなんだという受けとめ方の中で予算編成がされている、補正が組まれてきている。いうように思われて仕方がない。そして、斑鳩町の一般会計から見ますと例年そうなんですけど、5億円の関係をですね、繰り越さないとか次年度の予算を組めないということになって、だいたい75%

から80%の執行率で、予算から見るとですね、になってるということ。そして繰り入れる、その事によって財政が賄われる。そしてその上に更に今度は18年度変わってきたやつが基金を取り崩してる。5億以上からの関係をとって。いう関係ですね。そしてそれが返済の関係というのは全然考えられずにこの借入れだけを今度また返していつているという関係の予算編成の構造を、組み立て方というものについてですね、本当に私は反省しなければならんと思うんですよ。そして、当初予算の関係で減らしてきている関係を更に減らしていきながらですね、パーセンテージ、当初予算を見ながらですね、それを足してきた時に当初予算のパーセンテージというのは明らかにしようとしな。いう関係等もですね、そういう事の私は表れだと思っんです。したがって、予算編成についてのもの見方なり、あるいは組み方についてもですね、担当者はもちろんですけども、十分にやっぱりその辺をですね、やり繰りをうまくしていくという事も大事ですけども、やはりそういった基本的な理念等を踏まえた上でのやり繰りをするという事を私は今日、強く求められてるんじゃないかと。その辺がやや安易に過ぎてるんじゃないかという事をこの際申し上げておきたいという風に思っんです。答弁は結構です。以上です。

委員長 他ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第51号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第51号については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に継続審査についてであります。

(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する  
ことについてを議題と致します。

お諮り致します。本件につきましては、各課報告事項の(5)の平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事の契約の締結については、関連いたしますので併せて報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。各課報告事項の(5)についても併せて理事者から報告を求めます。 山崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長 まず、8月28日開催の史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の会議についてご報告申し上げます。主な議題は、藤ノ木古墳整備工事に係る実施設計についてでございました。委員からは、墳丘、石室及び史跡園路等の整備手法について質問がありました。特に、史跡地園路の舗装工法について再検討するよう指導がございました。この件につきましては、再度、文化庁と協議のうえ検討してまいりたいと考えております。なお、その他については概ね了承を得たところであります。

それでは、藤ノ木古墳本体の整備工事について資料1-1に基づきご説明申し上げます。本年度は、資料の左上に整理しております表に基づく工種につき施工致します。主な工事について順を追ってご説明申し上げます。

まず、準備工では墳丘覆い屋の撤去及び墳丘をはじめとする史跡地内の立ち木を伐採致します。次に、仮設工におきましては、墳丘覆い屋の撤去に伴いまして、墳丘内部が完全に露出しますことから墳丘外周に進入防止のための仮囲いを設置致します。

次に、石室保存工では、破損石材、石積目地、石積空隙、レキ床石

材及び石棺の補修を行います。これらの補修につきましては、人工的にあまり手を加えない最小限の補修にとどめることとしております。また、見学施設については、石室入口部の施工を本年度で完了致します。次に、古墳整備工におきましては、一次墳丘防水層、一次盛土及び史跡地外周の排水側溝、擁壁等を施工致します。

電線管の埋設及び水道本管からの分岐は本年度に施工を完了しておかなければ手戻りとなりますことから、それぞれ施工するものでございます。

次に、平成19年度以降の主な工事についてご説明申し上げます。右上の表でございます。

石室保存工では、石室内の見学通路を設置致します。

次に、古墳整備工では、二次墳丘防水層、二次盛土、墳丘外周の縁石、車止め、安全柵、園路舗装及び植栽等を施工致します。また、ベンチ、案内板等も併せて設置致します。

次のページをお開き願います。図面中央の断面図A-5が石室入口部から見学者用のデッキ、墳丘防水層及び墳丘を含む盛土の完成図でございます。こういう形で仕上がりになってくるという事でございます。墳丘は直径50メートルで盛土を行い、その範囲にはコグマザサを植栽することと致しております。また、墳丘に添って見学用の園路を施工することとしております。

以上が、藤ノ木古墳の整備工事の概要でございます。

引き続き、各課報告事項の(5)について、資料1-2によりご報告申し上げます。

9月19日に執行しました平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事の入札結果についてでございます。

郵便入札による結果、落札業者は、株式会社中谷組でございます。契約金額は、4,961万2,500円でございます。工期は、議決後から182日でございます。工事概要につきましては先程、説明させて頂きましたので割愛させていただきます。

なお、本件につきましては、議会の議決が必要となりますことから、

議会最終日に追加上程を行う予定でございますので、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、（仮称）文化財活用センターについてでございます。前回の委員会におきまして8月30日に実施設計の入札を執行する旨の報告をしておりましたが、業者が決定しましたのでご報告申し上げます。業者名は株式会社榊谷設計でございます。工期は9月1日から2月28日まで、契約金額は1,039万5,000円でございます。設計にあたりましては、その都度、当委員会にご報告申し上げ、慎重に進めてまいりたいと考えております。

その他、史跡等に関しましては特段、現在ご報告申し上げる事項はございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けしたいと思います。

嶋田委員 ただ今、藤ノ木の関係のこれからの工事関係の説明をお聞きしましてんけれども、この石室の保存工においてですね、明日香村の高松塚ですか、あれはカビが生えてきたりまた色彩の劣化等、その保存する上でですね、致命的な欠陥と言うんですかね、が見受けられましたが、この藤ノ木の石室の保存に関して、色彩やとかは無いと思うんですけれども、留意点、藤ノ木の検討委員会の方で留意点なんかは指摘されてはいないんですかね。それちょっとお聞かせ願えますか。

生涯学習課長 まず、施工に際しましては、石組みでございますので、なお且つ現在の墳丘に防水層を施工し盛り土をするという事で、新たな荷重が加わるという事で、その施工に際しては慎重に行うように指導を受けております。

次に、石室内部の関係でございますが、これにつきましては、検討委員会の方から高松塚の事例もあるので、なるべく人工的な手を加えないで、現代の状況を維持できるような補修方法を採用するという事

で指導を頂いております。以上でございます。

嶋田委員　そしたらその指摘された事を踏まえて保存工をされるという事でしょうしいんですね。

生涯学習　委員おっしゃるとおりでございます。

課長

嶋田委員　それをお聞きして安心はしましたが、これから1、2年はそんな変化はないと思うんですけど、10年、20年、30年となっていく内には色々な変化が起こってくるであろうと予想されますので、そこら辺の事も留意してやって、これからですよ、保存工だけやなしにね、やっていって頂きたいと思います。以上です。

松田委員　聞き漏らしたんかもわかりませんが、藤ノ木の整備工事の参加業者は何社あるんですか。

企画財政　14社でございます。

課長

松田委員　14社の氏名は明らかにできませんか。

企画財政　まず、株式会社青山組、株式会社浅川組、機動建設工業株式会社、清川組、三共建設株式会社、三和建设株式会社、株式会社大忠建設、株式会社中谷組、中村建設株式会社、株式会社二隆組、株式会社ハンシン建設奈良営業所、藤本建設株式会社、宮崎建設株式会社、村本建設株式会社、以上、14社でございます。

松田委員　その14社を指名するについてですね、どういう事に配慮されたんですか。一般の建築とは多少これは違いがあると思いますし、私どもが今日まで何回となくですね、先進地の視察をしてきて、それなりのまとめをしながら報告をしてきてるんですけども、そういうものがど

う活かされてきているのか。どう配慮された上で、この指名業者14社を決められたのかという事についていっぺん聞かせて下さい。

助 役

業者選定でございますが、設計金額5千万円以上の工事という事で、指名業者審査委員会を開きまして、そしてこの工事に対してどれだけの能力を、技術能力ですね、まず施工能力をいるかをまず委員会としては検討いたしました。そういう中で、通常、5千万円以上の工事は町の要綱に基づいて、10社以上という形になってますから、これまで町内業者、県外の中堅業者を指名しているという事を含めて、これらの業者の中で14社の会社をですね、選定をさせて頂きました。それぞれの工事業者は土木的に技術があるという判断を致したわけでございます。またこの特殊な工事といっても、石積みに関する、石積みのいわゆる修正ですね、これが一番、業者が施行する上においては技術力があるだろうという感じを持っています。これについてはやはり条件付けて、その専門家を町が指名し、業者は町の指示に従うという条件をつければ大丈夫ですというような判断とりまして、そういう状況によってこの14社を選定したとこういう事でございます。

松田委員

僕はね、この場合のこの藤ノ木古墳の整備についての特徴というのはね、二つあるんだろうと思うんですよ。一つは、いわゆる石室、先程も質問がありましたが、石室の保存という関係ですね。この保存といわゆる住民への公開という関係ですけど、公開をするについて石室をどういう風にしていったらいいかという事が一番課題だったわけですよ。だからこの辺についてですね、本当にそのどう保存体制の設備条件が整えられるのかどうかという関係が一つの技術面としては、斑鳩の場合ですね、最高だと思うんですよ。特に高松塚とかどことか、今言われてる関係というのは特に壁画があるからですね、けども、斑鳩町の場合は壁画という関係はないわけですし、問題は石室の崩壊等の関係の阻止の条件ですね、そういう事についてどう配慮していくかという事が一つの大きな課題だと思うんですよ。ほんであとの一つの

課題というのは、古墳の形状そのものについてどう復元を図っていくかどうか。そしてあと保守をどう適合させていくかどうか。いう事があるという風に思うんですよ。だから石室の保存の関係で特に配慮しなければならんというのは、一時崩壊の危機にあるという風に言われてましたけども、公開をするという関係でですね、石室に至る関係の参道の関係の所の二箇所の間を二つ窓ですね。この関係の構想が一番ウェイトが高いんじゃないかなというように思うんですよ。だからその辺についての技術指導と業者の経験という関係の一つ大きなポイントになるんだろうという風に私は思うんです。あとのこの古墳の外形の関係、景観保全の関係はですね、これは土木事業とあまり変わりがないですから、そういう面が充実されていったらいいんだろうと思いますし。そして、更に私どもが、その場合に先進地の視察に行った時にですね、特に何しましたのは、外形上の関係についてはですね、景観とどうマッチをさせるかという事とあとの保守についてどういう形成をはかる事がよりいい保存について軽減ができるのか。維持、保存をするためにはどういう業者が必要なのか。いう事などを十分に配慮すべきだという事を言われてきたし、なるほどそうかなという風にも思ったんですよ。そういう面からいきますと、確かに地元業者をと、選んだ。選んだ理由というのはこうなんです。いう関係具体的に説明をしてくれてたところもありますし、更にその形成の関係についてもこういうクマザサ植えることにしたという関係についても、いたずらに墳丘の上でいわゆる遊園地化したような状態で遊んでもらっても困るという事、それを防ぐという意味あいと更に併せてあとの保守の管理の両面という点等を十分に配慮をした上で考えたという事等を言われてるんですけども、そういった関係というものがですね十分にやっぱこの契約段階においてもですね、求められる状況があるんかどうかという事が一番肝心になってくると思うんです。そして、都合悪ければすぐ修繕、即刻やってもらえるという風な、手近な所に業者がおるという関係を良さない、という面では確かに手近な所におるんかもわかりませんが、技術面について本当にこう

いう古墳等の関係について、維持管理、あるいは即効性がもたされる  
という関係についてですね、今度の保守の関係はまだ別に契約する  
んだという事になるんだという風に思うんですけども、予めやっばこ  
ういう整備の段階からその点は考慮して、対応する事が必要ではない  
かなという風に思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。

助 役       今もご指摘のように、私も先程申し上げましたように、石積み、非  
常に我々としては業者選定に配慮した、こういう事でございます。ご  
指摘のように石室ですね、これに配慮したという事でございます。し  
かし、この工事につきましては、町の技術職職員が重点的な管理を常  
に行ったという事を言っております。従って、外観についてはそう問  
題ないんですが、墳丘のとこの土を盛っていく時、また先程申し上げ  
ました、石積みによる目地等の修復、これについては、常に現場に付  
き指導したいと考えております。ましてや、先ほど申し上げましたよ  
うに、石積み等の修理については専門家による修復の条件をつけてお  
りますから、そういう事も十分考えながら、もしもの事があたらえ  
らい事になりますから、そういう事のないように、そういう配慮をも  
って常に気を配りながら工事を進めていく事にしていきたいと思っ  
ております。

松田委員    議会議決後182日という関係と言ってるんですけど、年度で言う  
と19年度末のことを言うんですか、19年度末に完成を、という意  
味ですか。

生涯学習    平成19年3月26日でございます。  
課長

松田委員    この藤ノ木の完成時期と、先ほどもちょっと言われていますけども  
活用センターの完成時期と必ずしも一致しないんですね。完成年度は  
いつ頃の完成の予定で進めているんですか。

生涯学習  
課長 活用センターの方は平成20年着工の予定で現在進めております。  
藤ノ木古墳の方は、今現在の契約で言いますと平成19年の竣工の予定でございますが、これも国の予算の動向がございますので、必ずしも19年に竣工するという事は、ちょっと現在申し上げにくい状況でございます。

松田委員 事情分からん事もないんですけど、議決後182日間、そして平成19年3月26日の関係で契約するとすれば、遅れるかも分からんという事だったら、この契約期間というのはどないなんの。そんな曖昧な契約なんですか。言わんでもいい事言うてんのちゃうか。

生涯学習  
課長 私、ちょっと説明不足で申し訳ございません。18年度の契約については、平成19年3月26日に竣工するという事でございます。次年度、残りの工事がございまして、それは19年度以降に国の予算の動向に応じて発注して参りたいという事でございます。

松田委員 その辺ははっきりしとかんなあかんのですけども、そうすると、19年度末に完成をする関係というのは、全て、藤ノ木古墳の関係と言うのは完成するのかわかったら、まだ残るものがあるように言うんですけど、残るといのはどんなもんが残るんですか。この金額を含めていない工事というのは何があるんですか。

生涯学習  
課長 19年度以降につきましては、右上に整理しておるものが全てでございます。新たに発生するといった工事ではございません。ただ、国の補助金をいただきながら施工するものでございますので、18年度ついで予算から推測いたしますと、19年度に完全に、全ていただければいいのですけども、いただけないのではないかなと、でありますので、工期が3年くらいになるかなというような予測をしているところでございます。

松田委員　　そういう契約を結ぶ関係について議会の承認を必要とするという関係についてちょっとおかしいなと思うんですけどね。会期が決まって決まってないという言い方をされるのと同じ事なんですよね。僕はやっぱり、いつまでに完成するという事を明記してるんですから、当然にそれはそれまでの関係に完成をするという関係の面でこの金額というものが出てるんだと思うんです。それがそうでもない、分からんというような事になってくると、それはおかしい話と違うかな、そんな契約というのがあるのかなと。もしもそうであるとするなら、それはその時点で事情、やむを得ない事情というものがどうあるのかという事によって、特別に議会の了解をとるか、何とかの処置を講じられるべきであって、当面の、この契約する限りをここに記している状態について、完全に竣工できるという立場での契約だという風に思うんですけどね、そうでなければこんな関係というのは、1年延びるか分からんけど、せやけど契約すんねんと、業者を決めるという事は出来るけど、金額を決めることは出来ないと思うんですよ。そんなおかしい説明の仕方っていうのがあるんでしょうかね。

町　長　　今、発注いただいています請負契約の関係等については、これは18年度で全てをやっていくわけですけれども、最終的に藤ノ木の整備というのは、今この工事を請け負う関係については、19年3月26日まで、4,961万2,500円という請負契約の中でございます。ただ、問題は残ってくる部分については、19年度あるいは20年度で国の、県と国と相談申し上げて、予算内示をいただいたらそういう工事はかかっていけると。今、やれる工事はちゃんとした9月25日請負契約をされた議会議決後182日間の3月26日までやらしていただく。そして19年、20年についてはあと残った分の、文化庁と協議をして、そして残っている部分についてやっていくという事で、今現在の発注の関係については、石棺の内部等についての国からの内示をいただいてやるという事でございますので、その辺のご了解をいただきたいと思います。

松田委員 今度契約をする関係の工事内容というのは、どれなんですか、どこに明記してるんですか。分からんのですよ、どこまでをやる事が18年、この予算の関係なんだと、残る関係はどれなのか、きちっとした関係が分からんのですよ。そうせんと、それが入っていたとか入ってなかったとか、何とかかんとかと、またその時になって色々議論が出るのでは困りますからね、はっきりしてほしいんです。

生涯学習課長 説明不足で申し訳ございません。本年度やる分は図面左上に表で整理しておるものが全てでございます。これが平成18年度に行う工事でございます。

右上に整理しておる、平成19年度とありますのは、19年度に新たに起工する分でございます。でありますので、継続して行うわけではございませんので、単年度、単年度で、その工事分を発注していくという事になっております。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時35分 休憩 )

( 午前10時42分 再開 )

委員長 再開いたします。  
山崎課長の方から再度報告をお受けします。

生涯学習課長 18年度工事について、ご説明申し上げます。まず、図面で申しますと、左上の表に基づいてご説明申し上げます。準備工につきましては、石室のおおいやの撤去、並びに敷地内、史跡内の立木の伐採を行います。次に、仮設工におきましては、覆屋撤去に伴いまして石室が露出いたしますことから、その保護の為に仮囲いを設置いたします。次に、石室保存工におきましては、石室内部の劣化石材等の補修を行

ってまいります。次に見学施設工におきましては、図面で言いますとちょっと小さいんですが、アルファベットでC・Dと記載しておりますが、これの躯体を完成いたします。次に古墳整備工につきましては、一時盛土、一時防水層の設置という事で、一時分の感覚で言いますと粗仕上げという事で、その仕上げを行います。その仕上げにつきましては、次のページをお開き願いたいと思うんですが、A5でグレーで網掛けしておる部分、これが石室の防水層の設置エリアでございます。これの一時分の施工を行うという事でございます。合わせまして左右の仕上げ線がございます、まで粗方一時分の盛土を行うという事でございます。次に排水工という風に明記しておりますが、これにつきましては、史跡地の周辺、全ての排水側溝を排出のために本年度完成する事といたしております。合わせまして石室盛土を行う関係上、その保護という事で、擁壁を設置するという事でございます。次に、暗渠排水工といたしまして、ちょうど石室の、現在のカイウ杓あるんですが、そこどんと落っておるんですが、そこがどうも水の通り道になっておるような状況ですので、その排水のために暗渠排水を施工いたします。その他電気、給水設備につきましては、施工の関係上、当年度に施工しておかなければ手戻りになりますことから、本年度に施工するものでございます。

以上が、本年度の工事分の概要でございます。

委員長

他にございませんか。

松田委員これでよろしいでしょうか。

松田委員

どういう事を言うてんねや、それ。まとめてくれたらいいんや。それで、っていう事やなしに、まとめてくれたらいい。それで、っていう関係がみな思い思いになってしまうんやさかい。

僕は少なくとも、こういう事やと思うんですよね。結局、工事っていうのは19年度以上にまた延びる事もあるんですか、20年度になる事はあるんですか。18年度の契約は別としてですよ。藤ノ木その

ものの整備について、延びないんでしょ。延びるんですか。

教育長

当初、文化庁の方にも私の方から検討委員会でもお話をさせていただいておりますように、2ヵ年でこの墳丘の完成を目指していきたいという事で実施して参りました。今回の18年度の工事につきましても、容量的にもう少しお願いをしておったわけですが、国の財政上の問題から若干、その分が規制されてきた、抑制されてきたという部分がございますので、そういうものは19年度に延期になるという事がございます。そうした事から町としてもまだ来年度、19年度に向かって2ヵ年で完成できるように努力はしていきたいというように考えております。先ほど課長が申し上げましたのは、そうした財政上の問題で、国が今、計画しています金額、相当大きくなりますので、それがみなスムーズに付けてもらえるかどうかという、そうした不安の中から、2ヵ年、延びるのではないかなという事を申し上げておりますけれども、町としては次年間で完成できるように努力をしていきたいという風に考えております。

松田委員

18年度は分かるんですけど、19年度に計画されてる内容については、概算で結構ですので、概算でどの位必要とするんですか、財政的には。

生涯学習

約8千万から9千万の間と考えております。

課長

委員長

ただ今、教育長並びに山崎課長の方から契約の件について、報告いただきました。18年度の契約分については、中谷組で4,900万円の。

( 「ちょっと待ってください。」との声 )

松田委員

結局19年度以降の分に実施をするという関係の方が多いんですね、

額聞いたら。

町 長

これは、文化庁から、私どもの教育長と県の職員と国へ行って、三位一体の改革とか色々と文化庁も予算的に厳しい中で、藤ノ木の関係等については、18年度と19年度でやってほしいという事で、予算的にも今回はこれしかないという事で、出来るだけこれだけの範囲で、今の一期工事、そういうものについて教育長と県の職員と上京して文化庁で協議をされておるわけです。そういう中で結局予算的な配分についても、非常に文化庁も厳しい中で、藤ノ木は全国的な、またいろんな関係等もございますから、出来るだけ国民的な世論からやっぱり出来るだけ重視をしていこうという事で、今回こういう予算内示をいただいて、18年度でこれだけの部分をやってほしいという事で、契約をされておるわけでございます。19年度については恐らくそういう関係等については、我々また努力をしながら文化庁に事前で、12月に史跡の会議がございますから、そこでまた文化庁等に要請をしながら、平成19年度にその部分については必ず予算が確保できるような体制をしていきたいという考えでございます。

松田委員

表向きの関係と言うのは分かりましたけど、これでいくと僕はやっぱり、19年度よりも20年度までかかると違うかな、という感じがするんですけどもね。8千万か9千万と言ってるけど、今度5千万程度の関係、もうこれ、倍やからね。本当に19年度でそれだけの関係と、文化庁が本当にいると言うくらいのことになるのかなというように思うんですよね。だから建前で19年度でやると言ってるけども、実際に20年度にかかってくる事になり得るといふ風に予測してんの違うかな、という感じがすんねけども、僕は。あえて19年度、19年度と言ってるけども、しかしそれかって努力という言い方しかせーへんのやからね。やっぱり担当者の方が正直なんか分からんね、ある意味では。20年度までかかるか分からん、予算の都合で、と言うてるねんから、20年度にかかる可能性の方が強いんとちゃうか、これ

実際には、これだけの額やと。僕はそういう風に思われて仕方がない。だから、結局藤ノ木古墳の整備と言うのは、町としてはとりあえず、第1期工事やな、1期工事についての契約を締結すると、これだけで。2期工事、19年度、この関係の工事になると、これで合点いくから、文化庁と折衝した上で、具体的にまた契約内容を示していくという事にならざるを得んのでしょ、議会については。工事内容というのははっきりしてるわけですから。18年度はこの別紙に、工事を実施をする、19年度以降はこれこれの関係の実施をすると。それは19年度の我々については、希望として19年度実施をするという立場で文化庁と折衝するけれども、場合によって20年度になる場合もあり得るという事が懸念されるから、現在言明はできないという事なんでしょ、問題は。だから、結局先ほど教育長が言われているように、18年度、19年度以降の関係で、19年度とせんでも19年度以降でいいんやけど、これは実施内容については、別紙に付けてですね、はっきりしておく。そして18年度はこれだけ終わったと、それ以降の関係については、今後の折衝の過程によって、19年度、あるいは20年度の方が関係がある、という事を考えざるを得んというように思います、僕はそういう風になるという風に思うんです。やっぱり一体のものとして、保存センターとの関係について、出来て初めて一体のものになるわけですよ。今のところは前段階にしかならんわけですから。だから、その関係を明確にしといて欲しいという事を言うわけ。多少、町もやっぱりたがはめて行動してくれんと、都合によってどうでも変えられんねん、という関係というのは安易さが出てくるという風に私は言ってるんですからね、そういう意味で対応してほしいという事を一つ、だから18年度はこうして19年度以降については、ちょっと文化庁、関係打合せと処置をした上で契約していく方法について協議をする事にして、工事内容というのはだいたいこういう事になって、概ねを予定しているという事なんでしょ。だから、それだけの事がはっきりすれば、18年度の工事について、最終日に追加上程をするという事について、ほぼ内容は理解できる。

委員長 そうしましたら、ただ今松田委員の方から言われました事を、理事者側の方も今後のあれに出していただきたいと思います。

山崎生涯学習課長。

生涯学習課長 今、委員おっしゃられましたような内容で資料整理をさせていただき、表を添付させていただいて、議会の方へ提出したいと考えております。

委員長 他にございませんか。

( なし )

委員長 これをもちまして、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、了承したということで終わります。

11時10分まで休憩いたします。

( 午前10時57分 休憩 )

( 午前11時10分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、各課報告事項について、(1)審議会等見直しにかかるまとめ(中間)について、理事者の報告を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、審議会等見直しにかかるまとめ(中間)につきまして、説明をさせていただきます。資料といたしましてお手元に資料2-1と資料2-2を配布いたしておりますので、よろしくお願い致します。

委員皆様方におかれましては、既にご承知おきのことであるというように存じますが、審議会等附属機関等の見直しにつきましては、本

年5月の議会運営委員会におきまして、総務部長のほうから、見直しの作業にかかる日程、考え方等につきまして、報告をさせていただいたところでございます。また、最終の取り纏めにつきましては、議会運営委員会で行っていただくようお願いを申し上げ、それまでに各所管の常任委員会で色々のご意見を伺うこととしていたところでございます。見直しの方法でございますけれども、5月の議会運営委員会にも、お示しをさせていただきましたが、本日も、資料2-2として添付させていただいております「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」を基といたしまして、役場庁内でプロジェクトチーム、これは総務課長である私をリーダーといたしまして、各課の課長補佐級等をメンバーとするものがございますけれども、そのプロジェクトチームでもって、見直し作業を進めるということございまして、この度、一定の検討結果案がまとまりましたので、当常任委員会所管に関わりますものにつきまして、そのまとめの案をご報告させていただくものがございます。

それでは、資料2-1の調査表をご覧いただきたいと思っております。

まずこの表の纏め方でございますけれども、一番左側から申しますと、「通し番号」の次に「各審議会等の名称」、その右側にその審議会等の設置根拠法令が、法律であるのか、それともまた条例等であるのかの別を記載しております。その右には、「その審議会等の設置目的・所掌事務」を概略を記載しております。その後は順に、条例等で定めている「定数」、「実際の委員の人数」、「各委員の選出基準」、条例等で定めている「任期」、「実際の人数」に含まれる「女性の委員数」、「公募委員数」、当該審議会等の会議が「公開」をされているのか、それとも「非公開」とされているのかの別、「所管課名」、そして一番右側の欄に、今回までの見直しの結果案を記載しております。なお、「任期」の欄で、数字ではなく、「終了」と記しているところ、通し番号で申しますと、27番から33番までの間に5つ「終了」という風に記載してございますけれども、この「終了」と申しますのは、特に任期を定めてはおらず、その都度の設置した目的が達成されます

と、と申しますか、諮問等にかかる審議が終了いたしますと、任期も終了する審議会等である、という意味でございます。見直し結果等の案の欄が空白であるものにつきましては、今回の見直しにおいては、現状のままとした審議会等でございます。その理由につきましては、後で説明をさせていただきます。また、表を3段に分類しておりますが、上段の「委員会及び委員」につきましては、記載しておりますように、地方自治法第180条の5に規程されております、市町村が設置しなければならない委員会及び委員でございます。中段以下は、それ以外の附属機関ということになりますけれども、その内、各審議会等の委員の選任にあたりまして、常時選任している審議会につきましては、中段に、そして随時選任している審議会等につきましては、下段に分類をしております。

それでは、まず今回の見直しで改正等を行うことといたしました審議会等につきまして説明をさせていただきます。

7番の「斑鳩町生活安全推進協議会」でございます。当協議会には、選出基準に担当町職員とございます。現に3名、これは助役、教育長、総務部長でございますけれども、この3名が委員として任命をされていることから、資料2-2にございます「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」の第5条第5号に「町議会議員及び職員は、原則として委員としない。」という規程。また同条第1号に委員の数は10人以内と定めております。現在の委員数が13名であるため、見直しの結果、町職員を選出区分から除くこととしております。手続きといたしましては、規則の改正が必要となるところでございます。

次に、16番の「斑鳩町男女共同参画社会推進委員会」と18番の「斑鳩町青少年問題協議会」、そして大きく飛びますけれども28番の「斑鳩町名誉町民諮問委員会」につきましては、慣例といたしまして、あるいは選出基準に議会議員さん及び職員が委員となることとしておりましたが、先ほど「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第5号の規程によりまして、議会議員さん及び職員につきましては除くこととしております。なお、18番の「斑鳩町青少年問題協

議会」につきましては、条例改正が必要でございます。28番の「斑鳩町名誉町民諮問委員会」につきましては、規則改正が必要となります。

次に17番の「斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会」でございます。当委員会につきましては、この際、抜本的な見直しを行いまして、委員会の名称も、「斑鳩町特別支援就学指導委員会」と変更し、委員の定数も、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第1号に定めます10名以内とすることとしております。この手続きといたしましては、現行規則の廃止、新たな条例の制定、そして「斑鳩町附属機関設置条例」の一部改正が必要となります。

次に、14番の「斑鳩町明るい選挙推進協議会」、19番の「斑鳩町社会教育委員」、21番の「史跡藤ノ木古墳整備検討委員会」、24番の「斑鳩町体育指導委員」、そして一番下に記載をしております33番の「斑鳩町学校施設整備計画審議会」につきましては、条例・規則等による定数が、いずれも10名を超えていることから、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第1号によりまして、委員数を減じましても特段の支障がないことから、それぞれ10名以内にするものとしております。手続きといたしましては、各条例及び規則の改正が必要となります。

次に、25番の「斑鳩町立学校体育施設開放運営委員会」、26番の「生涯学習推進協議会」、そして32番の「斑鳩町財政健全化検討住民会議」につきましては、所期の設置目的が達成されているという判断から、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第4条第1号のアによりまして、廃止することとしております。

以上が、今回の見直しによりまして、改正等を行うべきとしているものの内容でございます。

続きまして、見直しはいたしましたが、そのままの状態での存置するものとした審議会等について、説明をさせていただきます。

まず、上段の「地方自治法第180条の5」に規定されている5つの「委員会及び委員」につきましては、地方自治法、地方公務員法、

あるいは地方税法等、それぞれの法律によりまして、定数及び任期が定められているところをごさいますて、当然のことながら、当町におきまして、法令のとおり設置をしておるところをごさいますので、今回の改正はごさいますせん。

中段以下の審議会等についてでごさいますけれども、まず、6番の「防災会議」、9番の「国民保護協議会」につきましましては、定数におきまして、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第1号に規定する10名を超えております。また「同要綱第5条第5号」に本来除くとされております、町職員を選出することとなっておりますところをごさいますけれども、この2つの会議・協議会におきましては、法律で、委員構成と申しますか、委員とすべき役職等につきましても定められておりまして、このことを勘案していく中で、定数を定めております。今回の見直しにおきましては、その中でも、減少させることはできないものかと検討はしたところをごさいますけれども、最終的には、現状のままが適当であるという判断から、そのままの形で存置をすることといたしております。

次に、8番の「消防運営委員会」でごさいます。当委員会につきましましては、総務常任委員会委員の方々5名と町消防本団役員7名の合計12名で構成されておりました、12名と言いますと「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第1号に規定しております10名を超えておるわけをごさいますけれども、去る6月20日に開催されました、委員の皆さまにご出席を賜りました、この消防運営委員会におきまして、ご意見をお伺いする中で、最終的な結論としては、現在の形のまま存置することとなったということもごさいますて、そのまま存置することとしております。

18番の「斑鳩町青少年問題協議会」でごさいます。当協議会におきましては、委員定数が「若干名」でごさいますけれども、それに対して委員の委員数は、10名を超えて、30名となっておりますけれども、これにつきましましては委員の皆様もご承知置きのとおり、巡回活動等の啓発活動を伴うことから、委員数の減少によりまして、その活動に支

障が出てくるということが想定されるという事で、そのまま存置しております。ただ今説明を申し上げました以外の審議会等につきましても、全て見直しの対象といたしまして、検討をさせていただいたところがございますけれども、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」にも合致しているということもございまして、最終的には、そのままの形で存置したということでございます。

以上が、庁内のプロジェクトチームにおきまして、検討をさせていただきました結果でございます。

この見直し案につきましては、冒頭にも申し上げましたように、各常任委員会で、各所管の審議会等の検討結果案を報告させていただいております。今後は、それぞれの常任委員会でいただきましたご意見を、プロジェクトチームにおいて集約を行いながら参考とさせていただきまして、再度、取り纏めを行う予定でございます。その取り纏めをもって、議会運営委員会でご検討をいただきまして、最終的な取り纏めをいただきましたならば、関係条例の改正案につきまして、できますれば本年の12月議会に上程をさせていただきまして、合わせて、会期中の各常任委員会に規則改正につきましても、報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、審議会等見直しにかかるまとめ（中間）につきましても説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

木澤委員 1点だけなんですけれども、課長の報告の中の6番と9番、防災会議と国民保護協議会について、数の減少については今後も検討していかれるという事で説明を受けたんですけれども、以前この国民保護協議会を設置する時に、防災会議の人選とも同じだし、そしてその内容についても防災会議の方で検討できるんじゃないかという事で、この委員会でも意見があったと思います。今回について、統合についての検討はされたのか、その一点ちょっとお聞きしたい。

総務課長

先ほど私の説明の中で防災会議及び国民保護協議会について、人数の減少について検討というように理解をされたようでございますけれども、私が申し上げましたのは、減少について検討したけども、存置するという結論に至ったという説明をさせていただいたつもりでございますので、よろしく申し上げます。それと、この国民保護協議会の条例をこの3月議会ですか、その時に議会にお願いする中で、色々ご意見いただいたという事につきましては前任者からも聞いております。その中で、斑鳩らしい国民保護計画を作成する必要からも、そういった特徴をもった委員を選出すべきではないかというご意見も承ったという風に聞いております。今回の保護協議会には防災会議とは別に法隆寺の方からも委員として入っていただいておりますという事でございます。統合という事でございますけれども、なかなか、基もとの法律が違うという事もございますので、一度に同じ日に違う案件で、よってその会議、統合した会議で話合うという事も一つであるかも分かりませんが、これは他の担当常任委員会の所管する審議会等にもそういった例がございました。条例は違うんだけど、全く同じ委員会の委員がおるという中で、それやったら統合したらどうや、という話がありました。でも、その案件があった時にその委員会を開催する、またこっちの委員会も違う案件があったら開催する、という事で各条例を改正して、委員さん、たまたま委員会一緒だという理由で、統合してそうした効力があるのかといった事もございまして、最終的には2つを別々の委員会を存置したという形でおいております。2つの委員会を1つにしたら、当然一つになってですね、見た目は当然縮小したという印象はあるかも分かりませんが、単なる数合わせに終わっているのかという事もございますので存置したという事でございます。そういった事も関連をいたしまして、国民保護協議会と防災会議につきましては、それぞれ違った観点からも協議をいたくなかで、たまたま追加議案があつて、同じ日に同じメンバーで開くという事も想定はされますけども、実際に今度10月6日に第2回国民保護協議会、

それ終わってから若干違うメンバーで防災会議で追加議案がござい  
ますので、集まっていたく事もございますけれども、そういった事  
についてもまれであるという事もございますので、今回につきましては、  
先ほどもいろんな例も言いましたけれども、統合する事については、  
各法律等の観点からも難しいという事で、そのまま存置という結果に  
至るという事でございます。

木澤委員 課長の方の説明で、前段で数の減少については理解が違うか  
ったんで、訂正させてもらいます。今回、この見直しにつきましては常  
任委員会で意見を出させてただいて、最終的に議運の方で取りまと  
めていただくという事ですので、これとって理事者側の方でプロジェ  
クトチームを作って、今報告いただいたように研究をしておられる  
という状況だと理解をしておりますけど、その中で、今、法律等も見  
比べて統合は難しいという事で課長おっしゃいましたけれども、私、  
意見としてはですね、内容、法隆寺からも一人出ていただいと  
いう委員構成についても、統合する、検討するんやったらどうい  
う形がいいのか、という風に検討は必要だと思いますけれども、私  
はその案件って言うんですかね、内容的にその時にも意見が出て  
ると思うんですけども、防災という事で検討できるんじゃないか  
というのと、国民保護の方の想定される事態がですね、現実に起  
こり得にくいものであるという事から、そうした事についての検  
討っていうのが果たして妥当なのかどうかという面も疑問があ  
りますので、それはやっぱり防災計画の中で位置付けていくべき  
ではないかなという風に意見を持っていますんで、意見として、  
統合につきましても総務委員会の中で意見があったという事  
で申し上げておきたいと思います。

松田委員 審議会等附属機関等の見直しの視点、どういう立場  
で見直しをしようとしているのか、そういう事が明らかでない  
と思うんですよね。この見直しについては、要素としては、3  
つほどあるのかなと思うんですよね。今持ってる審議会の  
意義についてですね、統廃合する事が出来

ないのかどうか、という事が一つ。二つには人員が妥当なのかどうか、もう少し減らす事はできないのか、あるいは増やさなければならないのか、という関係についての検討が二つ。三つ目にはそれに伴っての報酬の関係ですね、これは一体どうなのか、という関係の三点が即応して、検討していかなければならんという風に思うんです。ところが、報酬の関係については、報酬等審議会で検討するから、要らんと。まず先に委員の関係決めるんやという事なら、そのような関係ではっきりせなあかんと思いますけども、みな総合に関連する問題だと思うんですね、こういう問題がはっきりしていないという事と、それからこの、ここにですね、あとに出てくる関係あるんですけども、女性という関係で特に枠を設けて構成人員を書いているという事の意味というのは一体何なのかな。女性を入れる事は男女共同参画社会の組織づくりになるという風に認識してるのかどうか、あるいは、このこと自身が男女の差別ではないのかという意見もあるというように思うんです。なんで同じ人間でありながら男と女分けて、年寄りと若い者との関係についてどうすんねやというようにあると思うんですよね。こういう事についても根拠が非常に曖昧だという風に思うし、それから定数と実際の数の関係についての違いという事も、なぜそれが生じてくるのか。あるいは以内考えると、以内という環境、出来ない分とがあるんですけども、以内という認識のような人員の構成になってるところもあるという風に思うんですよね、この表を見た限りにおいて。だから、統廃合は全くないという関係になってるという風に思うんです。そういう関係についてどうなのか。ただ、言える事っていうのは、議員はですね、議会として出来るだけこういう審議会に入らん方がよかろうという方針を決めてるものですから、こういう風にただ、その場合の手続きとして、条例改正が必要だとかどうとか言ってるに過ぎないという風に思うんですよ。今日、各委員会の関係も見せてもらってるんですけど、これはうちは条例その他の関係についての改正の関係はない項かも分かりませんが、例えば社協なんかの場合、社協は定款を変えていかなきゃならんという関係なんかあるわけですね。これは

ここで検討することと別の関係かも分かりませんが、いわゆる社協では議会から一人と書いてる関係もありますし、議会の関係では、条例の関係では学識経験者という関係で言ってる事もあるわけなんです。だから、これはただ単に、付属機関に併記とする問題。ただ、その場合、きちっと合わせていかなければ、改正手続きを同じようにとっていかなきゃならんという関係があるという風に思うんです。その辺について必ずしも明確ではないという風に思うんですけど、この辺はどうなんですか、どういう風にお考えなんでしょうか。

総務課長

一番最初に申されましたものから順次お答えをしたいと思いますけれども、3つのポイント、統廃合、人員減、報酬の関連等との3つでございますけれども、松田委員さん自身もおっしゃったように、報酬につきましては現在開催をして、色々審議をお願いしている特別職等報酬審議会の方で、このその他審議会付属機関につきましても、報酬につきましてもご審議を賜っておるところでございます。審議会のプロジェクトチームで見直しをかけた中で、先ほど設置目的が達成できたという事で廃止するという事でございますけれども、そうした事もご報告申し上げながらそういった報酬等の見直しについても検討いただくという形にしようというように考えているところでございます。そういった立場でプロジェクトを進めてるかという事でございますけれども、今回も資料2-2としてお渡しを、お示しをしております要綱に基づきまして、特に4条、5条関係の中で、そういった見直しをしていってるといふところでございますので、女性委員の枠を別途設けているのはなぜかという事をおっしゃいましたけれども、この5条の(3)にございますように、女性の積極的な委員登用を行うため、1の審議会等の女性委員の割合は「新・女と男が輝く未来計画」に掲げた目標が達成できるように、という事です。30%でございますけれども、そういった事も踏まえた中で検討していっておるといふ事で、公募委員数もそうでございますけれども、そういった事で現在の状況をはっきりさせるためにこういった枠を設けているという事でございます。

それと、このプロジェクトチームによりましての、審議会の見直しにつきまして、例えば社協と農業委員会等とも関連はするんですけども、そういった定款なり、農業委員会の委員の意見を聞く必要がある、当然おっしゃる通りでございます。それは、それぞれ担当課の方から、そうした事を、その会議で申し上げながら、事務局にも申し上げながらそうした検討をお願いするという形をとっているところでございます。

松田委員　例えばね、14の斑鳩町明るい選挙推進協議会の関係なんかは、これは15名になってますよね、条例で。実数7名ですよ。こうさんけいを見ていくと、ほとんどが女性ですよ。公募委員数っていうのは男か女か分かりません。これらの関係についても、定数10名以内で検討するという事になってはいますが、こういう関係で、選挙の関係ですから女性と、推進会議という関係についても、本当にそういう効力、結果としてどうなんかという関係もありますしね、だからこういう、この関係について、とにかくもう入れられないという関係については、後は定数の問題だと思うんですよ。だから必要ないと思うんですけど、条例の関係とか規則の関係とか、あるいは統廃合という事をやらないと、元々このことの出発というのは報酬から始まるんやと思うんです。だから検討会議の関係なんかについても、検討会議の関係というのは、ついでに委員を検討しなさい、委員の数も、という事を言って、実質的には報酬中心においてるわけですよ、答申の内容見ると。それで、ついでに委員も検討せいという言い方のような感じもするほどの、時間的余裕がなかったんでしょうけども、そういう言い方に過ぎない。だからむしろ報酬にあったんやと思う。ところがこれだけ委員会多くなって、条例作れば作るだけに委員の数が増えていく、委員会の数が、というような関係というのはどうかと思うし、類似の関係の委員会が多過ぎるんじゃないか、という関係もあって出来るだけもうちょっと減らしていったらどうや、という事になって、率先して議会は出来るだけこういう関係については、議会の場

で審議をするんですから控えさせてもらった方がいいんじゃないか、という事になって、委員数削減などの一つの呼び水になるような関係という事もあって、議員は控えておこうと、出来るだけ出るのやめとこや、という風な事をして、今度、議員を出していく関係を全部減らすという関係を言ってるわけですよ。議員減らすことにどうこうとはないんですよ、この事を何にも呼び水になってないと。人というものを十分に理解してくれてないと。人を減らせ、人件費を減らせ、いや何を減らせという風に受けてる事業はどうやと言われる関係でもないように、議員自ら率先してそういう事を示していこうという関係で一つの方向を示しているに過ぎない。それに乗っかってずっとの関係というのは皆継続、条例の関係で決めてるものは、という言い方のほか、何も出てないわけですよ。果たしてそういう事でいいんかどうかという事ですね。だから、ここらの辺についても、もう少しマッチをした事にならないといかんのじゃないかなと、色々と努力をしてる事については分かるんですけども。どうもこの、焦点がぼけている。ただ、定数が実数内の関係はそのまま備えておいた関係で、議員だけを減らすという関係について、見直しをしていこうという関係になつてるように思えて仕方がないんですけどね、この案は。どうなんでしょうかね。そして、議会運営委員会で審議なども見直しをして、12月に出していくんや、という事を言ってるんですけども、それにしてはあまりにも検討はしてくれてるんだらうと思うんですけど、難しいか分かりませんが、いかがなものかなと思われる内容ですね、これは。特に各委員会で常任委員会でお諮りになったという関係見てもそうですね。常任委員会の関係で見ると、議員が参画をしていた関係について、議員は遠慮しますよという風に言ってきた関係をここにずっと整理をしてきている、という関係に過ぎないと思うんですよ。あとはもう何もないというように思うんですね。そういう意味からいくと、これはもう少しもっと大胆に積極性をもって検討していく必要があるんじゃないかな。それと、先ほど木澤くんも言ってますけど、同じような、メンバーもほとんど変わらんという関係のものが、本当に長々

と先ほども言われておりましたけれども、弁明されておりましたけれども、そういう事も必要なかどうか、その事によって特別に設けていないと支障するのかどうか、という事を疑問に思われることもないとは言えないという風に思うんですよね。そういう意味からいくと、もう少し検討、思い切ってすべきではないのかなという気がしますけどね、私は。

町 長 今、松田委員おっしゃっていただいたように、職員もこういう関係で色々と研究をしたわけですが、今おっしゃっていただくように、議会の関係等について、その関係で定数を減らすという事でございますけれども、いずれにいたしましても、12月議会に提出するとすれば、やはりもう少し厳しくやっていく事も大事であろうと思いますし、今ご意見を聞かせていただきました事を踏まえて十二分に精査をしながら、努力をして12月議会に出して参りたいと。定数の関係あるいはこのまま廃止しようという厳しさというのを設けながら、やって参りたいと考えております。

松田委員 念のために聞いておきます。この要綱はですね、どういう風に取り扱われるんですか。これは、調査表の区分した事項として見ておいたらいいものなんですか、これ、どういう風に見といたらいいんですか。新たに設置をするというものなのか、あるいは要綱の見直しをしようとしているものなのか、どういう風に認識をしておいたらいいんですか。

総務部長 条例も含めまして規則、要綱等も合わせて見直しするという事の作業をする中で、最終的には議運で取りまとめいただいた中で、12月議会の初日に、条例については上程させていただき、規則等以下につきましては、担当常任委員会にもそういった関係でご報告させていただくという中で、最終的な話としてまとめて参りたいと考えております。

松田委員　　ちょっと分かんのですけども、これは改正要綱ですか、改正案ですか。

総務課長　　今、松田委員お尋ねの要綱というのは、資料2-2でお示しさせていただいている要綱の事をおっしゃっていると思うんですけども、この要綱につきましては、先ほどの私の説明の冒頭で申し上げました、5月に開催されました議会運営委員会におきまして、こうした要綱を作成して、審議会等の見直しをしていくという事で、総務部長の方からご説明をしていただいたところございまして、こういういろんな観点からしていくという事で、要綱を定めておりますけれども、これに基づいて見直しをしていくという事で、委員の選出見直しをやっていくという事で、議会運営委員会で一定のご理解を賜ったものという事でございます。

松田委員　　これは、私の理解の仕方が足りないか分かんけど、そうするとこれは、もう要綱として成立しているものだという事なんですか。参考のためにこれを出してるという事なんですか。

　　こういう関係で見直しをし、検討をし、今後の日程としてはこういう事で12月議会くらいで出すようにしていきたい、という考え方を述べたに過ぎない問題だという風に思うんですけど、そうではないんですか。要綱は決定してるんですか、運営委員会で。

総務部長　　この要綱につきましては、今後、いわゆるこういった見直しをするについての一つの基準として、その当時作ったものでございまして、この要綱に基づいてこの作業を、ただ今課長が申し上げましたように、作業をして参りますと。また、以後、審議会の委員の選任につきましても、この要綱に基づいて選任していきますというような、いわゆる審議会を設置等していくためのものの、全体としての要綱を定めさせていただいた中で、今後作業をする中で、ただ今委員もおっしゃって

いただくような、12月議会に最終的には取りまとめをさせていただいて、条例については議会に上程して、以下、規則についてはそれぞれ担当の委員会にご報告させていただくというような事の手順でお話をさせていただいて、そういった中でただ今課長が申しあげましたような説明の中で中間報告をさせていただいたものでございます。

松田委員　これはね、皆さんの思惑違いだと思うんですよ。私も運営委員の一人ではありますが、代わった事はないんですけども、私の感覚の違いで認識が間違っているという事であれば、明日の議会運営委員会で正していただいたら結構なんですけれども、こういう考え方に基づいて見直しをするという考え方を述べたに過ぎないと。要綱をこういう風に決めたんだという関係の認識をしてないんですよ、私自身は。これは後でもまた申しあげる事があるんですけど、どうも一人よがり、一人合点をして自分で決めたと、あるいは決まってるという関係で物事を進めすぎているんじゃないかなというように思うんですけどね。この要綱、一つの考え方として示された事は事実だと思うんですよ。ところが要綱を制定したという関係、要綱の制定について運営委員会で了承する、という関係のものだったのかなと、という風に思うんですけどね、これは特に認識の相違になってるんだと思いますけど、私はそのように理解をしてないんですよ。だから、色々言われるけども、課長が答弁をしてくれるけども、ちょっとね、皆さんの専門的で4月で代わられる関係で新たに任務に就いている人と、我々はずっと、専従ではありませんからですけどね。記憶にない関係なんですよ、今言われている関係というのは。確かに見直しについて、こういう日程とこういうスケジュールとこういう考え方でいきたいという関係の主旨の説明は受けた記憶があるんです。ところが要綱についての制定、整理しますと、この要綱を要綱として認めよという関係の議運で確認をしたという記憶は、私にはないんですよ。だからその辺について、これが間違いであるのか、私の認識が違うのかどうか分かりませんが、それはどうなんですかね。

総務部長 確か、私が議運の中で説明させていただいた、町としてはこういった要綱を作らせていただいた中で、それを基準にして先ほど申しあげましたような見直しもさせていただきますというような事をご説明申し上げて、以後また最終的にはこの議会運営委員会で取りまとめをお願いしたいというような事で申し上げてご理解を賜わってきたという事で理解させて頂いております。

松田委員 そうかも分かりません。確かに条例までは議会の審議の事項ですからね。あとの要綱とか規則とかいう関係になってくると、町が事務段階で作る関係のものでありますから、勝手に作られていったらそれで終いや。条例そんな事決めてないやないかと言うても規則で決まってる。それで、規則、条例そのものについては、形式的なものであって、実質的な関係というのは規則なりを行うというものになってくるんやと、僕はしばしば問題視してるんですけども、今回の関係もそういう事だと思う。ここにやっぱり議会と必ずしも一致してない動きが出てくるかな、だからこういう議論になっているのかなという風に思うんです。これは、私どもの思い間違いしてるのか、あるいは出来るだけ条例その他の関係については語られて、その他必要な事項は町長が決めるという関係、それぞれにみな入ってますけど、そういう関係の中で皆さんが決められたという関係のものだという風に思うんですよ。だから先ほどの話にありますような関係についても、条例制定の段階でも随分議論をしましたが、いわゆる防災会議と国民保護協議会の関係ですね。同じメンバー、同じようなこと、何で同じものをせんならんねんと、それやったら統合しといた関係で一つやった方が合理的やないかという関係があったんですけど、別にとりいう事になって一人で走ってしまってるという事で、結局、言いつぱなし、聞きつぱなしの関係で思惑通りに進めてるという関係になってるところに、問題がやっぱり紛争を招く要因になってる向きもあるんじゃないかなというように思うんですけど、この辺一体どうなのかね、これは。だから、この

要綱に基づいてやったというけど、要綱を決めるのは誰やと。町長が決めると、これは委員会の審議事項でないわけですよ、議決事項でもないわけです。勝手に決めてるさかいに、条例さえ決めれば。議会とか委員会の関係の権限っていうのは条例までですから。あとはもう行政側の胸三寸で決めていったらいいわけですから。という事になっているんだと思う。だから具体的な関係については、全て要綱なり規則を見ないと分からんというのが条件だと思うんですよ。それで今言われたような意見の相違が出てくる、というように思うんです。私はこういう風に理解してないです、こういう制定されてる事について。それでこれは議会に諮られるものであるかどうか、今までから問題にはしてるけども、必ずしもはっきりしてない、両方だと思うんですよ、性格的。

総務部長 条例については当然、議会の議決事項でございますので、議会にお諮りしてます。そうした中で、いわゆる条例の中に規則委任をしてる分がでございます。そうした関係につきましては、当然条例を運用する中で必要な事を決めていくものでございますので、それについては、委員会にも十分相談するという事で進めてきております。それ以外の規則等につきましても、やはり議員の皆様方のご理解を賜る中で、我々としては責任をもって町政を進めていく必要がございますので、そういった面についてもやはりご相談申し上げながら、してきた経緯もでございます。今回の要綱につきましては、要綱と書いてますけれどもやはり一つの実施委員会の見直し並びに今後の委員の選任についての一つの基準を定めさせてもらおうと、それが要綱としてしたものでございますので、そうした中で議運の中でもその説明をさしてもらいながら、やはりご意見もありました中で、ご理解を賜ってという事の中で進めてきたものでございまして、決してそういう行政が勝手にやるというようなものであると決して思っておりません。やはり議会の、議員の皆様方のご理解がなければ行政が進まないという事でございますので、よろしくお願いのほどをお願いいたします。

松田委員　これは見直しの一覧表の関係で、例えば報酬審議会の関係は開くとすれば、この条例が適用されるわけですね。だから条例は生きてるわけですね、これは分かります。ところが住民検討会議の関係ね、財政健全化検討住民会議、これは開く必要、今後開く関係がないから、ここにはないわけですね、本来は。これをあげる事自身がおかしいわけですね、廃止されてしもてるわけでしょ。一時的なもので。だから、そういう関係というものの、整理が出来ていないんじゃないかなという風に思うんですよね。住民検討会議の関係というのはいもう存在しないと。一年しかないわけですから。もともと要綱そのものについてもね。だから廃止をすとなってるけど、廃止してしもてるはずなんや。それになんでこんなとこに出てくんのやと、廃止項目、という事もおかしいと思うんですよ。だからそういう風にして、色々検討していくとすれば、あんまりどうなんかなという風に思うし、だから、いずれにしても、議運でも諮られるという事で結構なんですけど、随分まだ検討の余地があるという事だけ申し上げときたいと思います。

委員長　他に。嶋田委員。

嶋田委員　2-2の資料ですか。これに基づいて2-1が出来たわけですね。この説明ではまず2-2の説明があって、それから2-1の説明があると思っててんけど、2-1の説明がほとんどで、2-2については一切説明がなかったんで、後でご質問しようかなと思ってましてんけれども、これが議運で述べたという事なんですけれども、口頭で述べられたんか文書で説明されたんか、それは私わかりませんが、この中の事に関しても、当委員会で一般住民公募の場合には、ただ公募してきはった人を抽選するだけやなしに、その事に関してどれだけ知識を持ってはんのか、やはり基礎知識というのは必要やさかいに、レポートなり論文なり出していただいて、それから選考するべきやないか、という意見も出てたと思うんですけれども、そういうことはここ

には書かれてないし、しかもこれだけの数の見直しをすんのに、各議員の理解を求めようもしない、これは何かおかしい話ではあるなど、初めて見てこれの説明もなしに、これやらされる説明受けても、ただ単にどう言うのかな、数合わせしてるような感じ、そう思って仕方ないんです。先ほどから出てたように、統廃合、まず各委員会について、これは必要なかどうか、そこら辺から出発して行っていただいて、それから残ったものについて今度は人数、それから報酬は報酬審議会ですされるという事なんですけど、そういう風な段階を踏んでいっておられると思うんですけど、それがこちらに伝わってきてない。ただ単にこれだけの説明ではね、私自身は、議員は積極的にこういう委員会に参加していろんな情報また知識を得るべきだと私自身は思っておりますが、議運で主に報酬の面で辞退しようという事であれば、それはそれで従いますけれども、別段、無報酬でなかって、例えば1円でもいいわけ、報酬あれば他の法令には違反しないという事であれば、それはそんでいいとは思いますが、今、議運でこれが説明したという事で、今は総務ですけれども、これは他の委員会にはこういう説明はされておられるんですか。

総務課長

まず冒頭の、一番最初におっしゃいました資料2-2の中身の説明がなかったという事でございますけれども、この事につきましては再三先ほど総務部長の方からも説明を申し上げておりますように、本年5月の議会運営委員会におきまして、考え方なりこの進め方を示す中で、この要綱を実際に資料として、議会運営委員会に提示して、説明をさせていただいたところでございます。見直しについてはこの要綱に基づいてやっていくという事で、やり方等々についての一定の理解を得られたという風に私も理解をしているところですので、この審議会見直しにあたって、全く各常任委員会の意見も参考にしないでこれを決めてきたとおっしゃいましたけれども、そうじゃなくて、そういったご意見をいただくためにある程度一定の取りまとめをプロジェクトチームでやっていくという事でございます。中間のまとめを今回、

総務常任委員会の所掌でございますし、あと厚生常任委員会、建設水道常任委員会でも各所管にかかります付属機関等についての中間の取りまとめについて、報告させて頂きました。それぞれの委員会でご意見を賜ったという事でございます。

嶋田委員 各委員会の意見って、これについての意見は全然ないわけでしょ。議運で了解を得たという事の、今、説明でしたね。

総務課長 議会運営委員会でこの要綱について了承をもらったという事ではございません。それは先ほど松田委員の質問に部長が答えたとおりでございますけれども、あくまでもこの要綱に書いてある記載内容を基に、見直しをしていくんだという事でご理解を賜ったという事でございます。この要綱につきまして、5月の議運終了後、各議員さんにも配布はされていると伺っておりますので、その内容について、いちいち言うよりも、実際に見直しをどういう風にやったのかと言った方がご理解いただけるかなという事で、今回はそういった説明の仕方をさせていただいたという事でございます。

あと、公募のことにつきましても、第5条の(9)でございますけれども、公募についても行うことができるものという事で、先ほど嶋田委員おっしゃったように、適正かつ公正な委員等の選考に十分配慮するという書き方をしておりますけれども、中には先ほどおっしゃったように、能力あるのかどうか、という事についても、当然審査をしておる。今でも公募につきましても、論文についても提出していただいているところでございまして、そういったことも含めまして適正に委員さんになっていただくような事も配慮しているという風にご理解をいただきたいと思っております。

嶋田委員 これが各議員に配布されているという事であれば、これは私の認識不足というんですか、これについて議員の理解を求めてないという事については訂正させていただきます。それで、公募に関しても論文等

の提出、今やっておられるという事なんですけれども、それはいつぐらいからやっておられるのか。例えばね、そしたら財政健全化検討住民会議の公募の時にどうやったんか。

総務部長 課長がただ今申し上げました、この要綱に基づいてそういった関係でしていかなきゃならん、特に今後、嶋田委員さんおっしゃるような、委員さんおっしゃるような方法で、我々としては全く考え方としては同感でございます。今まで公募をする中で、若干のレポートを提出していただいたことは、私、何かであったと記憶しておりますけども、全てやってこなかった、全てやってきたかという事では全てやってきておりません。そういった事でございますけれども、今後やっぱりそういった事で前向きにそういったものは考えていかなきゃならんと思います。

嶋田委員 レポートなり論文なりはケースバイケースでそれは提出すべき事もあるだろうとは思いますが、今の、先ほどの答弁であれば、今まで全部やってきたという風な答弁にも聞こえますからね。それやったら見せていただこうかなと思ったわけで。とにかくね、もちろん議運で諮られるのも結構ですけれども、これだけの数の見直しですから、しんどいのはしんどい。もちろんプロジェクト作ってやっていただく、もちろんそうですねんけれども、まず本当に必要なんかどうかね、そこら辺をまず見極めていただきたいなど、これは中間という事で、これからまだまだ変わっていくだろうと思っておりますけれども、そこを留意してやっていっていただきたいと思います。

総務部長 今おっしゃっていただいた関係について、ただ今まで3回の会議を開催する中で、またそれぞれそれを各課へ持って帰りまして、またそういった意見を慎重に審議する中で、また持って帰ってやってきたという経緯の中で、3回審議を重ねた結果として中間のまとめをさせていただいたという事でございます。今後、今おっしゃっていただいた

事についての、再度もう一度見直しをさせていただく中で、最終的な取りまとめをして参りたいと考えております。

松田委員 具体的にまたいっぺん検討してみたいとは思いますが、例えば議会からの申入れをして、議員が各種委員会委員に出る事は出来るだけ控えようやと、法律で決まっているもの以外はですね、という事を申し合わせて、そういう意向をきかれた事も事実ですけど、それはこの要綱のですね、審議会の設置、見直しの関係でどの項にあたるんですかな。

総務課長 この要綱の第5条の(5)に、町議会議員及び職員は、原則として委員としないという形で書かせていただいております。第5条です。

松田委員 これはおかしいんですよね。第4条の関係から見てね、第4条で代替が可能であるという事で、第5条の(5)を決定したという事になっていかんとおかしいわけやな。理由付けはどういう事で議員は必要なんやという関係については、4項で決めてるわけでしょ、5項だけ先走ってるわけでしょ、僕はそういう感覚だと思うんですよ、行政側の。そこに僕は軽薄さがあるという事を言っている。だから統廃合の関係なんかも十分出来ていかないんですよね。だから、結局ね、いわゆる第5条の委員等の選任の関係のところ、ウエイトが置かれて、いわゆる4項の関係などについて、形式的に書いてるだけやと。これに該当するんやと、議員は、という事じゃなかったらいかんわけですよ。そしたら一体どれなんかなと。強いて言うなら第4条のエになるのかなという風に僕は思ったり、あるいは取り方によってはオになるのかなと思ったりするんやけど、よう分からんわけですよ。だから、これに照らし合わせて委員の数という関係になると、ここで言うように委員の数で10名以内で検討という関係で言うてるのが14と21、それから24ですか、等が数の面に触れてるわけですよ、減らすと。そして、藤ノ木の関係の、この間承認をしてるんですけども、

5名の関係の委員の任命は。ところが定数の関係はしていたんですけど、更に云々という事になって言うたんですけど、5名だけ任命してるだけですよ。7名という事でなしに7名以内にしていかなあかんわけでしょ、本来ならば。そして5名にしているんや、という関係でしょ。そういう意味でもう少し内容を精査して、しながら要綱とおりにいくなら、要綱の関係の何項を適用して、何項の何項を適用する事になる、という関係で言うていかないと、意外と説得力がなくなってくるんやと違うかなという風に思うんですよ。そうしないと、いわゆるこれずっと見るとですね、10名以内で検討という関係で言ってる3つを除いて、見直しの結果として書いてるところについては、ほとんど議員の関係ですよ。他はないわけでしょ、統廃合の関係というのは、あまりない。だから、そういう風になってしまう可能性が非常に強いというように思うんですよ。だから、私はね、こういう要綱があれば別なんですけども、18年度に選ばれた議長からの諮問を受けてね、議会運営委員会はいわゆるこの見直しについて検討しようという事になったんですよ。それはただ単に委員会の統廃合、人員、数の問題と報酬の問題、合わせて並行して議論をする事についての議論でいいですよと念を押しているんですよ、議長に。書いた事なんですけども諮問を受けました。そしたらそういう事だという事であれば、そういう立場で今後審議をする事にしましょう、今日の関係と言うのはどこまで進んでるんかなという事になって、今日示されているからこれを基にしながら議会としては審議をしていく必要があるんかなというように思っているんですけどね。その辺を整理をしていかないと、また食い違いが出てくるとね、難しくなってくる問題だという風に思うんですけどね。ただ、いずれにしてもこれはここでの結末というのはつけようと思わないし、また期待もされていないという風に思いますから、運営委員会にかかっているあれですから、議会としては議会運営委員会で議論をする事にしましょうや。

委員長

次に、(2) 大字龍田財産区財産(下司田池)の水中曝気ポンプの

設置について、理事者の報告を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは各課報告事項（２）大字龍田財産区財産（下司田池）の水中曝気ポンプの設置についてでございます。このことにつきましては、去る８月２４日に、下司田池周囲の住民の方から悪臭がするという苦情が入り、悪臭につきまして調査したところ、あおこの発生や水底からヘドロの浮上による臭気と分かり、特に夏場など気温が高い時期に起こりやすい現象であります。また、下司田池につきましては、外から進水もなく、新たな水が流れてくる事もなく、溜池の水が自然循環できる池ではなく、また、魚類も生存していることから、特に夏場におきましては、溜池の水が酸欠状態に陥ることが予測され、また、その影響で魚類が死に、悪臭の発生も予測されるところであります。昨年の夏におきましても、気温の高い日には、魚が死に、その死骸による悪臭を放っていた現状でもありました。

そのようなことから、本年も溜池の水環境の悪化が懸念されますことから、住民の方から、悪臭の苦情もまたあったことから、付近住民の皆様のご生活環境の良好を保つため、急遽、９月８日に水中曝気ポンプ２基を設置して、溜池の水を対流させ、まんべんなく酸素の補給と水質の改善を行い、水環境の悪化を防ぐことといたしました。この設置により、溜池周辺の住民の方々の生活環境保持にも努めるものであります。なお費用につきましては、設置費用としまして約８０万円、その後、毎月の電気代と保守費用が必要となりますが、この点につきましては、大字龍田財産区特別会計から支出をしてまいりたいと考えております。

現在は魚の死もなくなり、悪臭もほとんどなくなっている状況であります事を申し添えまして、大字龍田財産区財産（下司田池）の水中曝気ポンプ設置についてのご報告とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見等、お受けしたいと思っております。

松田委員 この処置にとやかく言うんじゃないんですけどね、釣池の時にね、結局同じような処置をしてたんですよ。これはどの辺を補償したんですか。あれはほとんど別に区分けをせずに、全部包括的に2,000万ですか、補償をするということに決めたんですかな、どちらですか。

町長 全てで1,500万という事でお答え申し上げます。

松田委員 結局、釣池をやったのは悪い事ばかりじゃなかったわけや、結局、こうなってみると。いわゆる水の浄化の関係について、一つの一定の役割を果たしながら、釣池を保持してきた。ところが辞めさせてもてそれもなくなってしまうと、池の中の吸水ポンプを取り外してしまうと、こういう結果が出てきた。だから、その事のための手立てを考えたらん。そのために80万円必要になってきた、という事ですわな。だから、1,500万円プラス月々、というのか年というのか、80万ずつ必要になってきた、維持管理の関係で。これは思わぬ事ですてんな、ある意味では。そうするといつまでこういう関係をつくっていくのかという関係になってくるわけや、問題は。そうすれば、更に今後、訴訟で和解する関係について了解したときの条件として、今後の維持管理の関係を適切に、しかも保守点検をどうしていくのかという事に十分注意を払わなきゃならんという関係は、ここにある訳ですね。こういう点については十分、当時としては予想しなかった事だと思っんです。町としても。だからそういう面についてより慎重に対応していかなあかんという事の教訓として、今後やっぱり学んでいくべきではないのかなという風に意見だけ申し上げておきたいと思っます。以上です。

委員長 次に、(3)町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 山崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長

町民プールの利用状況等につきまして、ご報告申し上げます。町民プールの運営に関しましては、平成9年8月8日に発生しました痛ましい事故を教訓とし、日々の運営を行いました。また、去る7月31日に発生しました埼玉県での事故を受けまして、緊急の総点検を実施し、万全の態勢で運営を行ったところでございます。それでは、資料3に基づきご説明申し上げます。

まず①の本年度のプール入場者数でございます。本年度の利用は、7月は2,871人、8月は3,253人、合計6,124人のご利用がございました。また、利用割合はグラフでお示しておりますように、大人約34%、小人約66%という状況となっております。

次のページをお開き願います。②の利用者の推移でございます。各年度によって利用者数に変動がございます。これは、天候の影響によるものと考えております。

次に、③の維持管理費の推移でございます。年度によってばらつきがございますが、その原因は修理等の維持管理費によるものでございます。昨年と一昨年は、大規模な修理は行っておりませんので、通常の維持管理費は平均いたしますと、約700万円前後であろうかという風に考えております。

次のページ、3ページ目でございます。④入場者一人当りに係る経費の推移でございます。これも、その年度における入場者数、経費によって大きく変動いたしますが、修理を行わない通常の年であれば、約1,100円程度であろうかと考えております。

次に、⑤の入場料収入の推移でございます。これは当たり前のことでございますが、入場者数に比例して増減するという結果になっております。本年度におきましては、112万6,500円の収入というところでございます。

次のページをお開き願います。⑥のプールの利用者の居住地区について、本年度は調査を行っております。調査人数2,317人の内、龍田地区からの来場者が約7割近くを占めております。立地条件等を

考えますと予想した結果となっております。また、併せてリピート率等についても調査を行う予定をしておりましたが、窓口の混雑や調査にあたる職員が窓口業務を兼務しておりましたことから、実施には至っておりません。来年度の課題であろうかという風に考えております。

次に、⑦の過去4年間の天候の状況を整理しております。②でご説明申し上げましたように、このデータにより、天候と入場者数の因果関係が読み取れるところでございます。

次のページをお開き願います。最後に、本年を総括いたしますと、本年度につきましては、7月の内、約半分の15日間は曇りまたは雨という天候であり、特に、本年は、小学校が半日授業となる7月中旬に天候が優れなかったことにより、昨年同時期に比べ、421人の減という利用状況にありました。8月に入り、前半は非常に好天が続いたことにより、最終的には6,124人の利用があり、昨年と比べ306人の増という結果となりました。町民プールは、屋外プールでありますことから、毎年、天候により利用者が大きく左右されますが、昨今の少子化傾向の中、年々、利用者数は減少傾向にあるものと考えております。また、民間プールの設備・規模の充実なども、減少傾向に拍車をかけているものと考えております。

次に、プール運営に伴う維持管理費についてでございますが、維持管理費につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

本町のプールは、民間のようなレジャー型のプールではなく、設置目的にあるように、住民の心身の健全な発達に寄与することを目的としております。こうしたことから、町民プールは、住民皆様の健康増進の場として、また、水に親しみながら、親子の交流を深めていただく場として、住民の皆様に活用していただきたいと考えております。今後も、住民が気軽に利用できる身近な施設として、適切な管理、運営に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

嶋田委員 人数等についてはあまり変わらない、もちろん大きな変動はないとは予想されてましたけども、詳しく過去のデータを併用して、載せていただいているという事で、小学校のプール、あれはだいたい夏休み入って、7月いっぱい位でもう使用されないんですかね。

教委総務課長 学校で運営いたしますプールにつきましては、7月末日をもって終了いたします。

嶋田委員 そこら辺もあって8月増えてきたんではないかな、という気はしますけれども、一般質問でも民活を活用してとか、そういう風な事を申されておられた方もいらっしゃいますけれども、町営のプールについてそれはちょっと難しいのではないかと、また2ヶ月間の使用という事であれば、更に難しいのではないかなと思うんですけれども、まとめに書いてあるように水泳教室等の開催も企画してと、こういう風な企画を立てていただいて、町民に広く知ってもらって、利用していただくという方法を更に考えていっていただきたいと、そのように思います。

委員長 それでは、次に、(4)官学連携について、理事者の報告を求めます。山崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは官学連携について、ご説明申し上げます。前回の委員会におきまして、連携の内容をご説明申し上げたところではありますが、理解しづらい面があるところのご指摘をいただいておりますことから、今回改めてご説明申し上げますものでございます。

前回の説明では、包括的な連携の協定を行い、その中から文化財関係で最初の連携を行うといった趣旨の説明を行ってまいりました。今回、冒頭で申し上げましたことを整理いたしまして、文化財関係で連携の協定を行うことといたしました。理由は、文化財関係の連携を当初か

ら検討していたことや、連携の目的を明確にするためでございます。  
なお、前回、連携推進協議会の設置についてご説明申し上げておりましたが、包括的な連携の中では、このような調整のための機関が必要でございますが、連携の分野を文化財関係に絞るということでございますので、設置しないことといたしております。

それでは、前回の説明と重複する部分もございますが、今回改めてご説明申し上げます。

まず、《連携の必要性》でございます。これまで、当町が単独で実施した発掘調査は、平成3年の上宮遺跡公園建設に先立つ調査にはじまり、数々の発掘調査を実施し、当町の歴史の解明について一定の成果をあげてきたところでございます。今後、これらの遺物をはじめとする調査成果をどのような形で保存し、後世へ伝えていくかが課題となっております。こうした課題解決のため、とりわけ、大学をはじめとする教育機関の「知」の力は、文化財の保存と活用を推進する大きな原動力となり得ます。こうした動きは、既に実務レベルではありますが、当町と奈良大学及び斑鳩・法隆寺国際高校との間で、既に行われているところでございます。

次に、《連携の目的》でございます。当町は、文化財が抱える様々な課題をいろいろな仕掛けを使って解決し、文化財の保存と活用を図りたいというニーズを持っております。一方で、大学等の教育機関は、高度かつ多方面の知恵、知識、教育力、学生の持つエネルギーなどの能力を有しており、これらを活用して文化財の保存と活用を手助けできる高い潜在能力を持っております。こうした、大学等の教育機関の人的、物的及び知的資源等を斑鳩町の文化財行政の中に生かし、文化財の保存と活用に資することを目的とするものでございます。

最後に、《連携に関する協定期日について》でございますが、来年は町制60周年を迎える年となることから、これを一つの節目といたしまして平成19年2月12日に当町で調印式を執り行いたいという風に考えております。

なお、2ページ以降の説明の方は割愛させていただきますが、これ

までの交流実績、連携の一例及びメリット等を参考資料として、具体例を交えて整理しております。後ほどご覧いただければと思います。

説明の方は以上でございます。委員の皆様には、連携の趣旨をご理解のうえ、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

嶋田委員 前回の説明は広範囲過ぎて分かりにくいところありましてんけれども、これは文化財という事にしぼっていただいて、説明していただきまして、スッキリしたという感じは受けました。これは最終的に2月12日にされるのは、各学校と教育委員会が結ばれるという事で理解してよろしいんですね。

生涯学習 各学校と斑鳩町でございます。

課長

嶋田委員 各学校と斑鳩町という事ですか。文化財関係は教育委員会だから教育委員会の長は教育長ではないんですか。

教育長 セクション的にはそういう事でございますが、やはり大学の学長と町で協定をいたしますことから、やはり町の代表であります町長名で協定をしっかりと結んでいきたいと考えております。

嶋田委員 そしたらこれは文化財に関してという事ですね、この連携というのは。

教育長 ただ今の課長が申しあげましたように、文化財を中心にした、今回の提言については、文化財を中心に、提携を結んで色々双方で連携をしていきたいという事でございますので、よろしくお願い致します。

嶋田委員 文化財を中心にしたという事で、文化財に関係したという事で理解

してよろしいんですね。

委員長

他よろしいですか。

そうしましたら、先ほどの工事業者選定の数について、松田委員さんへの質問の答弁で、訂正の申入れを受けておりますので、答弁を求めることと致します。

助 役

先ほど藤ノ木古墳整備工事請負契約の中で、松田委員から業者の選定について考え方を述べよという事で答えてまいりました選定業者の数についてでございますけれども、その時に設定金額が5千万以上につきましては10人以上指名するという事になっておる、という事を答弁いたしました。しかし、間違いで設定金額が3千万以上6千万円まで5社以上という事で、訂正させていただきたいと思えます。

委員長

他に、理事者側から報告する事はありませんか。

町 長

時間が押しまして申し訳ございません。9月15日の建設水道常任委員会で、議案第55号、56号の関係等について、上程していた斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の関係等についての関係が、前田建設工業とやったという事でございますけれども、この関係等について、9月8日に前田建設工業株式会社の社員2人が、廃棄物処理法の関係等によって、横浜海上保安部に逮捕され、この事を受け、当町では指名停止措置要綱に基づいて、指名停止を9月12日付けでしたものでございますので、仮契約を解除するという事で議案の関係等につきましても、9月15日の建設水道常任委員会で取り下げという事でさせていただきます。この公共下水道管渠築造工事につきましては、10月に新たに制限付一般競争入札の公告を行い、12月議会に再度工事請負契約締結の議案を上程しますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したという  
ことで終わります。

次に、その他について委員の方から質疑、ご意見等あればお受けし  
たいと思います。

松田委員

時間が過ぎてて申し訳ないんですけども、どうしても尋ねておきたい  
事があるんです。9月14日発行のいかるがお知らせ版で、サイレ  
ンの点検のお知らせという事で、役場サイレンの吹鳴について書かれ  
ています。この内容について、これが本当にこれでいいのか、という  
事について私は非常に疑問に思う。行政の要であります総務部として  
は籬が緩んできてるんと違うかという風にさえ思うんです。ここに書  
かれている内容について、なぜサイレンの点呼日、点検のお知らせと  
何のかな。おかしいと思いませんか、この文章、全体が。私は理解が  
出来ない。例えば、点検に際してのサイレンはごく短くいたしますの  
で、ご理解とご協力をお願いします、という事で発議の関係で吹鳴時  
間が約1秒と書いてるんですね。そして※を書いて、1月5日は20  
秒、8月15日が約1分、これらが初めの関係の1行というのは、確  
かに点検時の関係なんでしょう。ところが1月5日の出初式とか8月  
15日の終戦記念日の関係というのは、点検とは関係ない問題だと思  
うんですよ。ところが、点検と位置付けているという事について、一  
体どんな認識をしているのか、という事を実は言いたいわけや。特に  
この正午サイレンを取りやめるかどうかという関係については、非常  
に経緯があった。これについての反省というのは、どう行われてきた  
のか、という事と、しかもそれに対応してきた議会の関係の総務常任  
委員会が、事を円満に物事を処置をする為、という事で色々苦勞をし  
ながら、会合を開いて申し入れをした、その申し入れがどのように受  
け止められてきたのか、という事について私は疑問があるんです。特  
にこのサイレンの点検について、あるいはサイレン取り扱いに、正午  
サイレンを取りやめる事についての経緯については、委員長報告でも  
実は25日の町局側の説明だけであって、全体の関係については全く

触れてません。委員会の報告についてだけしてるという事になって、これは何故なのかという事についても疑問があるんですけども、いわゆる総務常任委員会が所管事項として、いわゆる携わっていると聞きましたサイレンの吹鳴の関係につきましても、申し入れ事項をどのように尊重されてきたのかどうか。確かに8月15日の、25日に総務課長から説明があった事は事実です。しかし、私どもが申し入れをするについて申し上げた関係についての3項目、最後の3項目目の、今後の取り扱いの関係については消防運営委員会などについても、一番よく承知をされているし、関心が深い問題であるから相談をしてほしい、その中で例えばこういう問題などについて協議をしてくれたらどうですか、という事で意見を求めることを要請しておいたにもかかわらず、それらの事が全くなしに、一存で問題の処置を図った、あるいは広報に掲載をしてしまったという事ですね。1回目の関係については、1項の申し入れに基づく、昼のサイレンを中止する事についての、住民に理解と協力を求める必要があると、そして関係団体なり関係職員については、意図というものを十分に理解してもらえるように配慮をしてくれ、という事でそれはそれなりにされたんでしょう。広報いかるがお知らせ版についても出てますから。しかし、2項の関係については検討と言いますが、今日も検討された結果について、あるいは報告についてありませんが、総務委員の中にでも、昼のサイレンを止めるならそれに替わるべき方法、何らかの方法が考えられないか、検討してくれという事がありました。そういう事について申し入れをしたにもかかわらず、その事については一切今日、なお且つ苦悶にこしたままやと。それから、3項目の関係については、今後の取り扱いの関係について言いました。今後の取り扱いの関係については特に事後承認なり何なりという事じゃなしに、やっぱり関係の深い問題ですから、しかも消防団の協力を得てる問題でありますから、特に消防団などの意見も聞いた上で、承知をした上で対応する事が望ましい、という事で運営委員会の開催を言いました。問題がこじれた時の総務委員の皆さんの中から運営委員会を開いてくれという要請があった事も事実。

しかし、廃止をすると決めてしまった事に対して、運営委員会に対して何を・・・という事になりますので、一応一先ずその関係については、整理をして今後の課題として残そうという事にして、そして今後の取り扱いについて、十分意見を聞いた上で対応を決めようと、そのためには消防運営委員会なども開いてくれて意見を聴取せいと言ったにもかかわらず、いわゆる25日の総務委員会で報告した事をもって、事足りるという事で、今回の広報おしらせ版になったと、私は思うんです。こんな事なんかと聞きたい。今までこういう問題にかかわる問題について、消防運営委員会を開くという事の処置が講じられなかったのか。そんな関係で、しかも、こういう重要な問題について、所管の関係について対応するだけで事足りるとするなら、運営委員会なんて必要ない、と私は思うんです。しかも、議会の所管委員会の意向を無視してるという事を厳しくやっぱり指摘せざるをえないという風に思う。少なくとも、吹鳴の関係についても機能の点検をするだけなら、ここに書かれてるように1秒でもいいんでしょう。しかし、それは点検の関係。本会議の一般質問でもありましたけど、一般質問に対する関係でも、いわゆる町側は消防運営委員会を開いて色々意見を聴取をする、なんて事は一言も言っていない、あれで事足りるという風に答弁をしているという事についても、私は全く総務常任委員会の3項目に対する申し入れの関係については、無視をされている、しかもそれは本会議で報告さえも委員長はしていない、いない事をいい事にしてるのかどうか知りませんが、行政側の対応としてもその事に全く触れていない、という事について一体どんな神経をしているのか。そして、その9月の広報いかるがを見ますと、こういう関係に書いてある。いわゆる1月5日の出初式の関係はですね、点検をするために鳴らしてるんですか。僕はそういう風には見ないんですよ、少なくとも町長が祝辞の中で述べてますように、いわゆる防火・防犯の年初めの日と位置付けて、住民全体が心すべきであるという事を私が提起を申し上げて、その事についてそれを受けて、ずっと毎回その事を訴えどおりになるわけですね。ところがそういう精神というものが一つも出てこ

ない、という事になって点検ではないですよ。だからそういう関係について、いわゆる住民に防火・防災の誓い合う日という事を位置付けし、それを本当に考えているんなら、この時については、出初式の関係について、そういう事を祈念してサイレンを鳴らす、という関係であってしかるべきだと思う。それから、正午の記念式典の関係について、わざわざその時に書いています。例えば、非核平和都市宣言をしている斑鳩町として、平和の誓いと祈りの日として、毎年8月15日を指定し、役場屋上のサイレンを吹鳴または「平和の鐘」を鳴らす、という風なことにして考えてみてはどうか、と言っている。わざわざそういう事をゼイジョしながら一文申し上げているにもかかわらず、その事を全く無視してこういう関係になって、点検という認識で、しかも1秒間鳴らすという関係。しかも消防出初式の関係については、20秒鳴らす。本来鳴らしている関係についての意味が必要ないというものは全く無視されてしまっている、そういう意識が全然ないという関係で処置をしている、という事について一体どうなっているのか。私は必要な点検が必要という事で、この事も必要であるのか分かりません。しかし、例外として特例として出初式なり終戦記念日の日の扱い方はこうする、しかしこういう事が望ましいけれど今、その事については費用が要るから、費用が要るからという事で現在のサイレンをする。そのための音響の関係について、ルックス等の関係ありましようから、それらはなんぼに抑えるという関係。あるいは1月5日と8月15日の関係は、一般の点検と違う、こういう祈りを込めた、こういう誓いを込めた住民への意識の啓蒙という事を考えるんなら、それなりの説明と言うのが必要だろうし、その都度、まえばろに、サイレンをこういう関係で鳴らします、というような関係を予告をするという関係があっても然るべきではないかという風に思うんです。例えば、NHKの関係について、テレビ放送についても、防災警報の関係についても知らせるためについてるあの合図ですね。始め予告をしながら必ずそれを鳴らしてる、という関係の配慮をしてるんですね。そういうような関係の配慮というものは、どうして行政として出来ないのか。

全くもって私は行政のひとりよがりと、しかもこの問題についてどう認識してるのかと疑いたいなる。しかも一派一カラゲにして点検という風に言っている。そしてこの書き方自身から見てもそうなんです。点検の目的、日時ですね、日時の関係でざっと書いて最後に※印で、1月5日は20秒、8月15日は1分、誰がどう理解していけるんでしょう、これ。誰に言ってるんですか。こういうあり方について、一体本当に行政の要と言われる総務について、この頃たがが緩んでるのと違うか、という風に私は言いたくなるほどなんです。しかも、それを議会が言って、議会がわざわざ皆さんの要請として集まって、そして総務委員会でやって、総務委員会で一応形を作ろうという事で申入れをしてる、という事についても委員長が本会議報告をしないからといって、それをいい事にしてるんか知りませんが、皆さんもそういうものによってしまって、こういう文書を出してる。この事について、何とも考えませんか、一体。普通の常識の持ち主ならこんな事になるはずがないと思うんです。全く私はああいう事態を引き起こした関係についても、町当局側の配慮の不十分さであったという風に思う。あるいは我々の側についても、一つのオウギがあったんかも分かりません。しかし、あまりにもこういう関係について、謙虚な自己反省というものがなさ過ぎるんでね、という事について、私は厳しく糾弾をしたいと思う。これは所管の委員会としてもそういう事が言えると思います。しかも、本会議における答弁、あるいはこの申入書の関係について、しかも申入れをするについて関係者に強く聞いて貰いました。そこでその主旨を申し述べているにもかかわらず、例えば例示など出しているにもかかわらず、確かに文書では回答ありません、消防運営委員会を開くなんて、しかしその事については、強く言ったはず。そういう事を含めて、あるいは正午のサイレンの扱いに替わるものについても十分検討されるという事を信じて、総務常任委員会のまとめに入った。ところがそのことが全く無視されている、と言ってもいい状態だと私は思うんです。こういう事について一体どう考えているのか。私は今日、この事を議論する時には小城市長もお見えでございませ

でした、今日は出席してもらってるからあえて申し上げた。私はこんな事でほんとにいいのかどうか。もう少し率先垂範する所管委員会であり、所管委員会を担当してる総務部のめんつとしても、心して対応して欲しいという事を、どうしても申し上げておかなきゃならんと思うんです。感ずる事がなければそれで結構なんですけども、感ずることがあるなら一言言ってください。誠にけしからんと思う。

助 役

この件につきましては、色々と総務委員会での委員会じゃなしに、別の場で協議をしていただき、スムーズに事が進むように配慮していただいたこと、まずお礼を申し上げたいと思います。そこで広報等についての住民周知でございますけれども、最終的には私が判断をしたという事で、ご指摘のように配慮が欠けてたなど、このように感じています。出初式のサイレンについては、これはもう当然おっしゃるように、いわゆる防犯・防災の年度初めの心のひきしめという事で、今まで鳴らし続けてきており、今回の周知と関係ない。また、終戦記念日については、戦争の記念日という事で、12時に鳴らすというサイレンでございます。点検については、これらも含めて周知したいという事、非常に意識、もうちょっと私が気付けばよかったですけれども、課長並びに部長が持ってきた時に、これでいいという判断をいたしました。今後、こんな事のないように、また委員のみなさん方の意見は、十分耳を傾けながら進めて参りたい、このように思っております。また、委員の皆さんも色々な面についてご協力をお願いしたいと思えます。そういう事で反省をしております。

松田委員

僕は少なくともここで言う、サイレンの点検のために機能云々という関係は申入書にも書いたんですけれども、少なくともそれを受けて1秒なり20秒なり1分だという関係を設定したという関係については、具体的に説明をせんないかんと思う。消防出初式の時の関係というのはどういう意図でもって、そのサイレンを鳴らしているのか。サイレンの点検のために鳴らしているのか、これで見たらそうなんです。

ところがそうではないと思う、その事が20秒でいいのかどうか、という事もあると思う。終戦記念日の関係についてのこれは、なぜ1分なのか。少なくとも全国的に言われているのは、1分間の黙祷という事になるから、黙祷合図としての関係である。しかし、事が事であるだけに終戦記念日の慰霊と平和の関係という事で、寺院その他の関係について鐘を鳴らすという事を、という事で鐘を鳴らして協賛してる。それらに行政としても非核平和都市宣言をしてるという立場に立って、そういう事に祈りを捧げるという関係での町民に訴える、啓発するという関係のサイレンであるとするならば、そういう事を明らかにする。しかもそれを、今言ってるからいいという事であって、その都度、まえばろにこういう時に言われる、1月5日についてはサイレンを鳴らしますが、これはいわゆる出初式です、そしてこういう関係について、我々は念がして、町民全体の心にひかれる、という願いをこめてサイレンを鳴らすんです、という関係を予告をするという事が当然あって然るべきだと、今は消防の出初式の時しか言っていない。一切書いてもないし言ってもいないし、何もしてない。問題は消防団はそのことを認識してるんですけど、住民に広く訴えてほしいという関係があるはずなんです、その事について答えようとしなない。平和の記念の8月15日の関係もそうなんです。8月15日に何故鳴らすのかという視点を見失ってしまってるのではないか、本当にその事を行政としても考え、意義のある問題であるとするなら、これは鳴らす・・・しかし他の方法をとるという事を考えるとすれば、他の方法よりも今現在の時点でこれしか方法ないというなら、そういう事にする。あるいは鐘を、という関係についてその方法について、もう少しシステムを変えなきゃならんという事になって、その時には自治体としてはこれ位いるんだという事で、検討してるなら検討してるで結構なんです、そうでもない。全くこの事で事足りるとしている。正午のサイレンという関係を止めるというなら、それに替わるものが出来ないなら出来ないとしての、理由をはっきりさせて、それもしない。過ごしていこうとする事が私はけしからんと思う。しかもこの総務常任委員の委員

が全部集まって、それで申入れをして云々という関係にしているのも、行政に言われたからしてるのではない、議員自らが所管事項としてこうあるべき、しかも深い溝を作ってはならん、ただ住民に誤解を与えてもいかん、全体が理解と納得が出来る状況として最善の処置を考えなきゃならん、それで皆さんも了承してくれました。その事を深く理解をして、こういう処置してくれるなら結構なんですけれども、そういう事をも認識をするなら、私はこんな文書にならんとと思う。こういう点については、私は十分な関係として、今後の対応を伺いたいと思いますけど、少なくともこれは1月5日、8月15日という関係は別の日なんです。それに斑鳩町の特徴を出している関係、それで器具の整備点検という関係について、既に消防・庁舎の関係も言ってるわけですから。そういう関係と合わせてやっていけばいいわけです。そういう関係について、十分な配慮をしてるんだという事を、それでもって理解できるかと言うと、理解できる問題ではないというように思いますので、そういった面について十分に配慮をしながら対応するように強く求めておきたい、こういう風に思います。

委員長 他にございませんか。木澤委員。

木澤委員 一点だけ。前回委員会でお願ひしてました件数について、その後何件ありましたか、住民さんからの問合せですね。

総務課長 今、申し上げておられるのは、サイレン吹鳴中止にかかる問い合わせですか。

木澤委員 はい。

総務課長 14日のお知らせ版、配ったという事で、前回委員後5件、合計10件ございました。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終了します。  
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を必要とするものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますようお願いいたします。  
次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり、実施することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。  
これをもちまして、本日の案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。  
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご  
一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさ  
までございました。

( 午後1時01分 閉会 )

\_\_\_\_\_